長生村公共施設等総合管理計画

平成 29 年３月
千葉県長生村

はじめに

千葉県中東部に位置する本村は、九十九里浜に面した緑豊かな村です。

昭和 28(1953)年に八積村・高根村・一松村の３村が合併し、誕生してから 60 年を超え、公共施設のあり方について再検討する時期を迎えています。

これまで人口増加や住民ニーズに伴い、様々な公共施設及びインフラ資産（以下、公共施設等という）を整備してきました。

これらの公共施設が一斉に改修や更新時期を迎えることもあり、多額の費用が必要となる一方で、人口減少による税収減と高齢化に伴う経費増加等厳しい財政状況が続いています。

このような中、公共施設等を維持していくための取り組みとしては、村全体の状況把握と将来計画策定が不可欠であり、また、これを横断的に取り組んでいく必要があります。

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の計画を行うことが財政負担の軽減・平準化となり、公共施設等の適切な配置へとつながります。

施設の老朽化問題や平成 23(2011)年に発生した東日本大震災での耐震問題等、全国で大きな社会問題化しているこの課題を踏まえ、平成 26(2014)年４月に総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の要請通知があり、併せて「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が通知されました。

本村でもこの要請通知に従い、公共施設等の見直しを図ることで、コストと便益が最適な状態で公共施設を保有・維持・運営するための取り組みを推進することとしました。

次世代に問題を先送りにして大きな負担を残さないためにも「長生村公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、この計画策定に取り組んでまいります。

平成２９年３月

長生村長　小髙陽一

目　次

第１章 計画策定の目的と位置づけ 1
１．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 1
２．公共施設等総合管理計画の位置づけ 1
３．対象となる公共施設等 2
４．上位・関連計画の整理 2
４－１．第５次長生村総合計画後期基本計画（平成 28(2016)年３月） 2
４－２．長生村人口ビジョン及び総合戦略（平成 28(2016)年３月） 2

第２章 長生村の概況 4
１．長生村の沿革 4
２．将来人口の目標 5
２－１．人口の推移と将来推計 5
２－２．人口分布 7
２－３．千葉県内における人口密度の割合 8
３．財政 9
３－１．歳入・歳出 9
３－２．村債 11
３－３．経常収支比率と実質公債費比率 12

第３章 長生村の公共施設等の概況 13
１．公共施設全体の概況 13
１－１．公共施設の一覧と立地 13
１－２．整備状況と耐震化実施状況 18
１－３．更新費用の将来推計 19

第４章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 27
１．公共施設全体の概況 27
１－１．公共施設に対する村民ニーズの変化 27
１－２．公共施設の老朽化 28
１－３．公共施設等にかけられる財源の限界 28
２．計画期間 29
３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方 30
３－１．基本方針 30
３－２．実施方針 31

第５章 公共施設等の類型別の現状 33
１．　類型別の現状 33

１−１．村民文化系施設 33
１−２．スポーツ系施設 37
１−３．産業系施設 39
１−４．学校教育系施設 41
１−５．子育て支援系施設 46
１−６．保健福祉系施設 50
１−７．行政系施設 52
１−８．公営住宅 54
１−９．公園 56
１−１０．供給処理施設 59
１−１１．その他 61
１−１２．道路 66
１−１３．橋りょう 66
１−１４．下水道 66

第６章 今後の取り組みの方針 67
１．公共施設に関する方針 67
２．インフラ施設に関する方針 68

第７章 計画の推進方針（フォローアップ実施方針） 69
１．全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 69
２．フォローアップの進め方について 69
３．村議会や村民との情報共有について 69

参考資料（総務省通知：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について）
..... 70

第１章　計画策定の目的と位置づけ

１．公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

村では、人口増や行政需要の拡大、村民ニーズの変化などを背景に、これまで多くの公共施設等を整備してきました。庁舎、小・中学校、村営住宅などの公共施設や道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設など多岐にわたり保有していますが、整備時期は人口増加に合わせて進められたため、その多くの施設で老朽化が進行しており、今後、これらの施設が一斉に大規模改修又は建替えが必要な時期を迎えることが想定され、多額の維持更新費用が発生することが見込まれます。

また、将来、我が国では人口減少及び高齢化の進行は避けられないと予測されています。この事案については本村の場合においても同様であり、人口減少や少子高齢化により人口構造が大きく変化することで住民ニーズも多様化し、その時代に応じた行政サービスが今後求められるようになり、これにより将来に向けた公共施設等の維持更新に必要な資金が不足することが予想されます。

このような背景から、全国の自治体においても将来の財政負担を踏まえた公共施設等の縮減計画がなされており、厳しい財政状況が続く中で、このような変化に対応していくためには既存の公共施設等をできる限り有効に活用していくことが必要となります。

公共施設等総合管理計画は、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点から効果的かつ効率的に公共施設等を活用・運用していくことを念頭に、行政需要に応じた適時適切な公共施設の大規模改修或いは建替え等を計画していくことで、公共施設保有量の最適化・長寿命化の実現を目的としています。

２．公共施設等総合管理計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、国が平成 25(2013)年 11 月に決定した『インフラ長寿命化基本計画』（基本計画）において地方公共団体に策定を要請している「インフラ長寿命化計画」（行動計画）に該当するものです。

また、本計画は本村の公共施設等全体の総合的・計画的な管理や利活用等に関する基本的な方針を定めるものであり、今後、各公共施設等分類別の個別施設計画を策定する際の指針として位置づけられます。

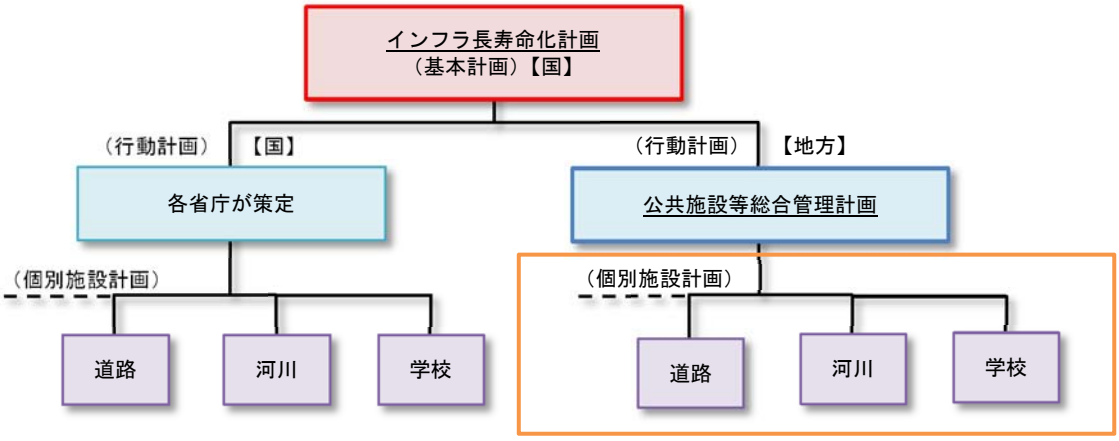

３．対象となる公共施設等

本計画では、本村が所有する公共施設のほか、道路・橋りょう・下水道などのインフラ施設を対象とします。

４．上位・関連計画の整理

４－１．第５次長生村総合計画後期基本計画（平成 28(2016)年３月）

平成 23(2011)年度に策定された「第５次長生村総合計画」は、平成 28(2016)年度より後期基本計画の期間に入っています。

後期基本計画では、基本構想に掲げる「自立の村」を目指していくために「妊娠・出産・子育ての支援」「安全・安心な暮らし」「安定した雇用の確保」「暮らしを支えるコミュニティ」「学びの環境づくり」を重点項目と定め、施策を展開します。

４－２．長生村人口ビジョン及び総合戦略（平成 28(2016)年３月）

全国的に人口減少が進行する中、本村では人口推移がほぼ横ばいであり大きな人口減とはなっていないものの、今後の推計では人口減少社会が迫っています。

人口ビジョンで掲げた将来目標「2060 年に人口約 11,000 人を維持」の実現に向けては、「子どもの数を確保し続けること」と「今ある村の良さを活かした、村の活性化」が最も重要な要素と考えています。

総合戦略では、これら２つの目指すべき将来の方向に加えて、基本目標である「働く：雇用」「人々が集う：コミュニティ」「結婚・出産・子育て」「住む魅力あるまちづくり」の実現に向けた、平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度までの５年間の具体的な取り組みを示しています。

総合計画と人口ビジョン及び総合戦略を村政運営の両輪とし、人口減少の抑制と地域活性化に向け、積極的に取り組みます。

表　1－1　総合戦略に位置づけられた施策のうち、公共施設等に係る施策一覧

目標	具体的な施策	事業概要	平成 31(2019)年度目標
「働く：雇用」	地場産品を用いた加工品販売支援	地場産品による加工試験や加工品の試験販売支援 地場産品を用いた特産品創出	遊休農地の減少 25ha
	旧長生高等技術専門校跡地の活用検討	企業誘致に努めるとともに効率的かつ効果的な利用を図り、雇用の創出につなげる	村内事業所数増加 480 事業所
「人々が集う：コミュニティ」	健康づくり、スポーツ活動の推進	各種健診の後の指導等による健康教育 各種スポーツ大会、競技別大会や教室の実施	65 歳の平均自立期間 21.0 年
	地域福祉の体制づくり	地域包括ケアシステムに向けた体制の整備	
	コミュニティ活動の促進	地域におけるコミュニティ活動を通じた環境美化、防災防犯の活性化	若者世代の本村へのＵターン希望率の向上 50%
「結婚・出産・子育て」	親の働きやすい環境の整備	学童保育所の運営 保育士の確保による保育所の運営、一時保育の促進	30～34 歳における合計特殊出生率の向上 0.480
	子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターの設置	
	教育･保育施設の整備	認定こども園の整備 小中学校施設の整備	
「住む魅力あるまちづくり」	八積駅周辺の環境整備	生活に必要な都市機能（商業、公的サービス、医療、福祉ほか）の集約	八積駅乗客数 900 人
	都市計画道路の整備	八積駅北口線の整備	

第２章　長生村の概況

１．長生村の沿革

長生村は、昭和 28(1953)年 11 月３日に八積村・高根村・一松村の３村が合併して誕生しました。現在の村域は、東西約 7.4 キロメートル、南北約 6.0 キロメートル、面積 28.29 平方キロメートルで、人口は平成 29(2017)年２月１日現在 14,609 人となっています。

本村は九十九里浜に面し、太平洋の黒潮による影響を受けて、年間を通して温暖な気候に恵まれており、こうした気候条件と平坦な地形を生かして、稲作や野菜栽培、酪農などのほか九十九里浜での沿岸漁業を中心に発展してきました。白砂青松の一松海岸一帯は、県立九十九里自然公園内にあり、首都圏の海浜レクリエーション地としても知られてきました。また、昭和 57(1982)年には西部工業団地の開発が行われ、雇用の創出、税収の増大につながってきました。

村の西部から南部にかけて国道 128 号とＪＲ外房線が縦貫しており、村内には八積駅があります。八積駅から千葉駅まで約 45 分、東京駅までは茂原駅から特急利用で約１時間と、周辺都市や首都圏への交通利便性に恵まれた立地条件にあります。

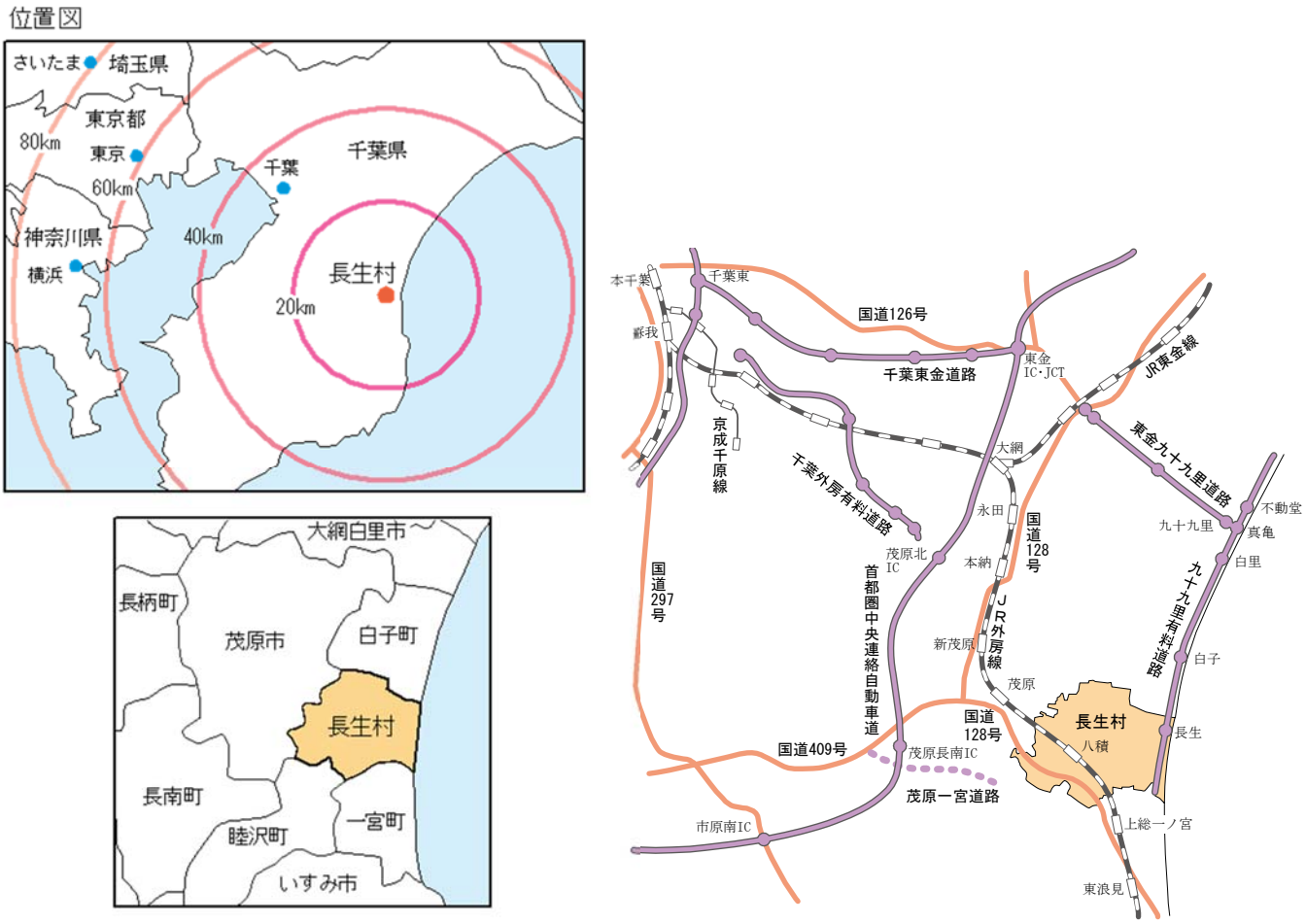

図　２－１　長生村の位置

２．将来人口の目標

２－１．人口の推移と将来推計

本村の人口は平成 29(2017)年２月１日現在 14,609 人ですが、今後減少を続け平成 72(2060)年には約 8,700 人まで減少すると懸念されています。

この間、年齢構成は大きく変化すると想定されています。具体的には、人口の約半数が高齢者となり、年少人口は 8.0%まで減少すると想定されています。

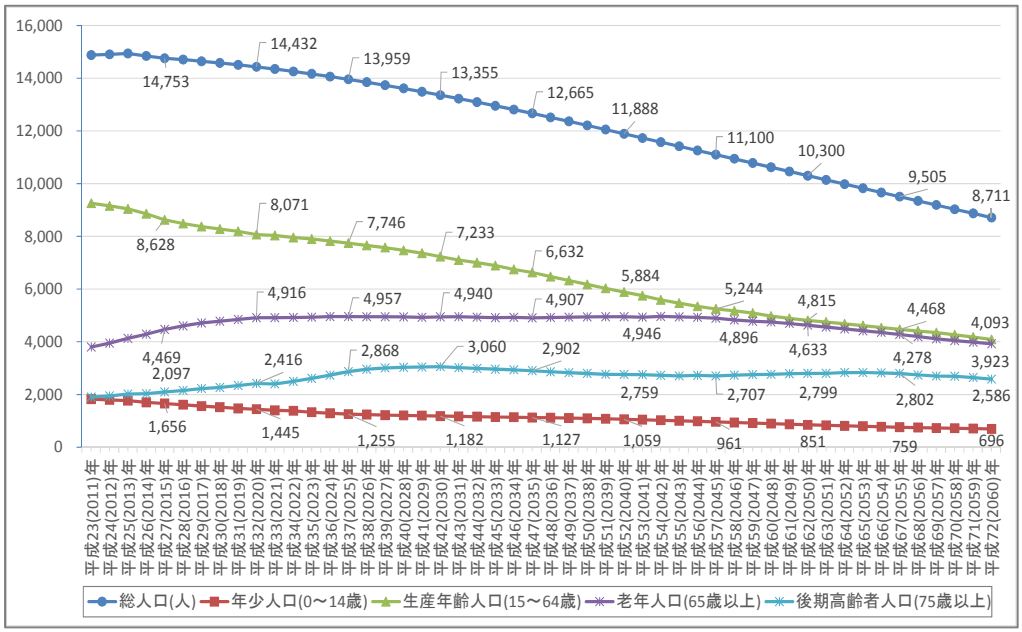

図　２－２　総人口及び年齢３区分別人口の推移

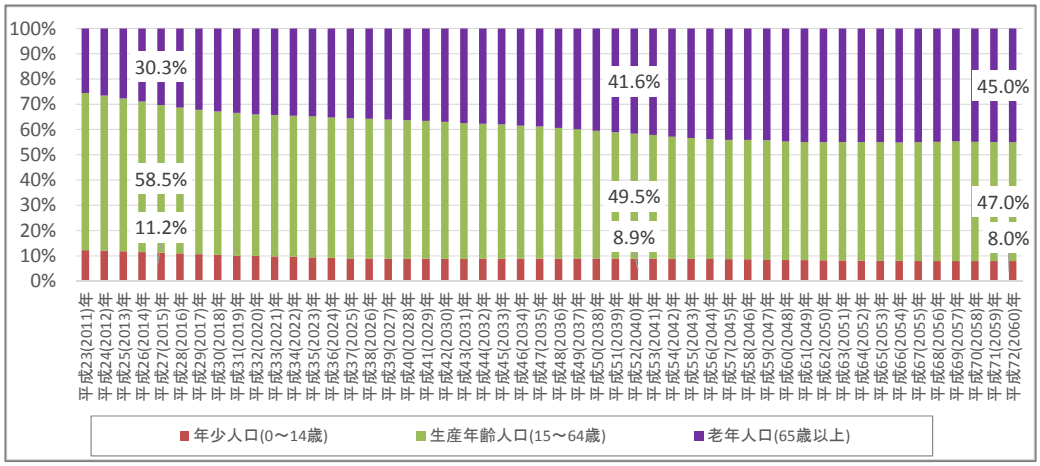

図　２－３　年齢３区分別人口の比率の推移

出典：長生村人口ビジョン(平成 28(2016)年３月)

本村では、平成 28(2016)年３月策定の「第５次長生村総合計画後期基本計画」「長生村総合戦略」「長生村人口ビジョン」等上位計画を鑑みながら、出生率の向上や社会減の抑制を図り、『総人口だけでなく、年齢バランスも考慮するものとし、2060 年に人口約 11,000 人を維持する』ことを目標としています。

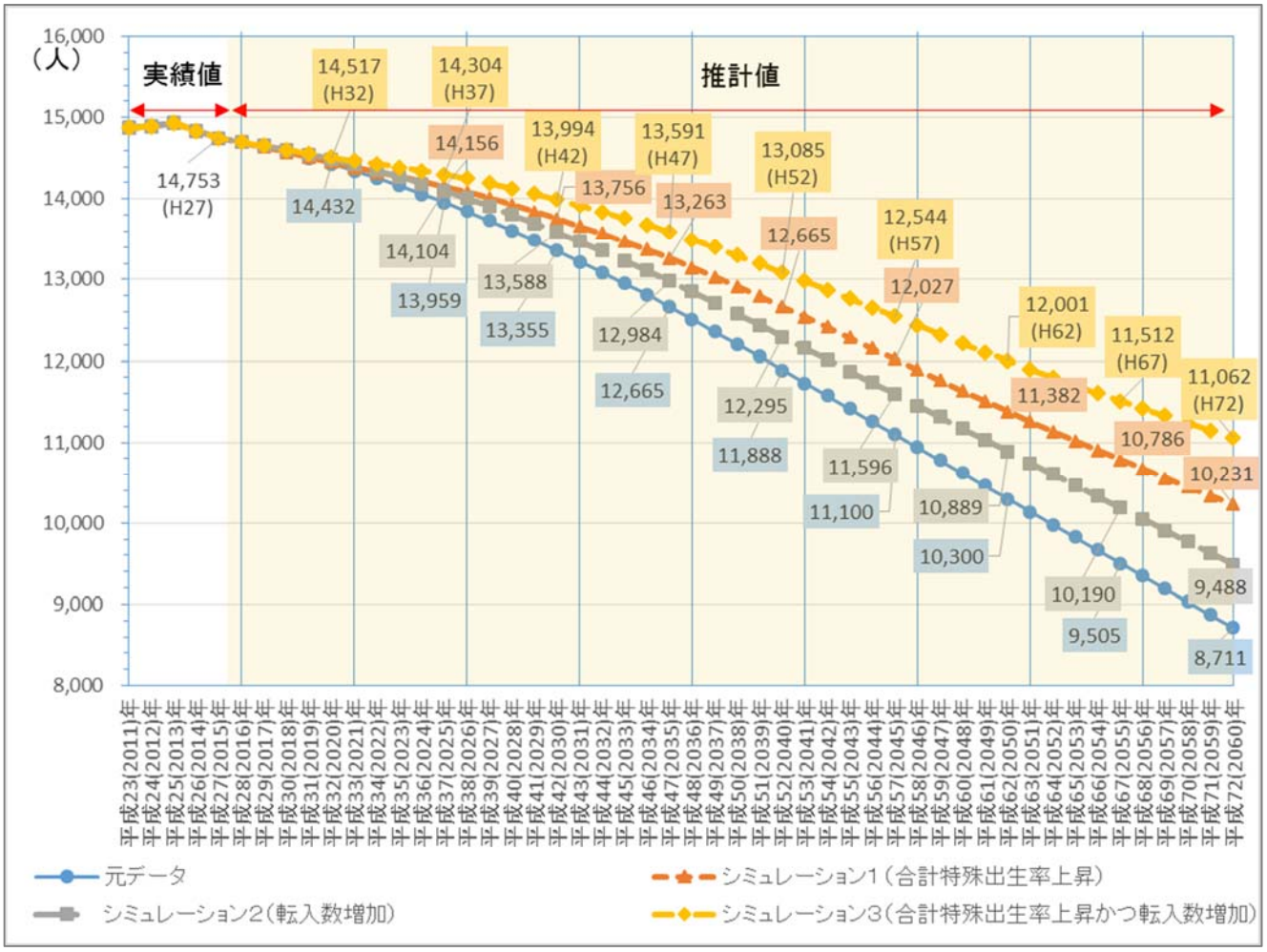

図 ２-４　総人口の目標

出典：長生村人口ビジョン（平成 28(2016)年３月）

２－２．人口分布

人口分布は国道 128 号線沿線の南部、ＪＲ八積駅周辺、県道茂原長生線沿線の北部に比較的多く居住しています。また、東部には海岸と平行に主要地方道飯岡一宮線が走り、この沿線にもやはり多く居住しています。

本村の中央部から東南部にかけては農地が広がるため、人口分布はそれほど多くありません。

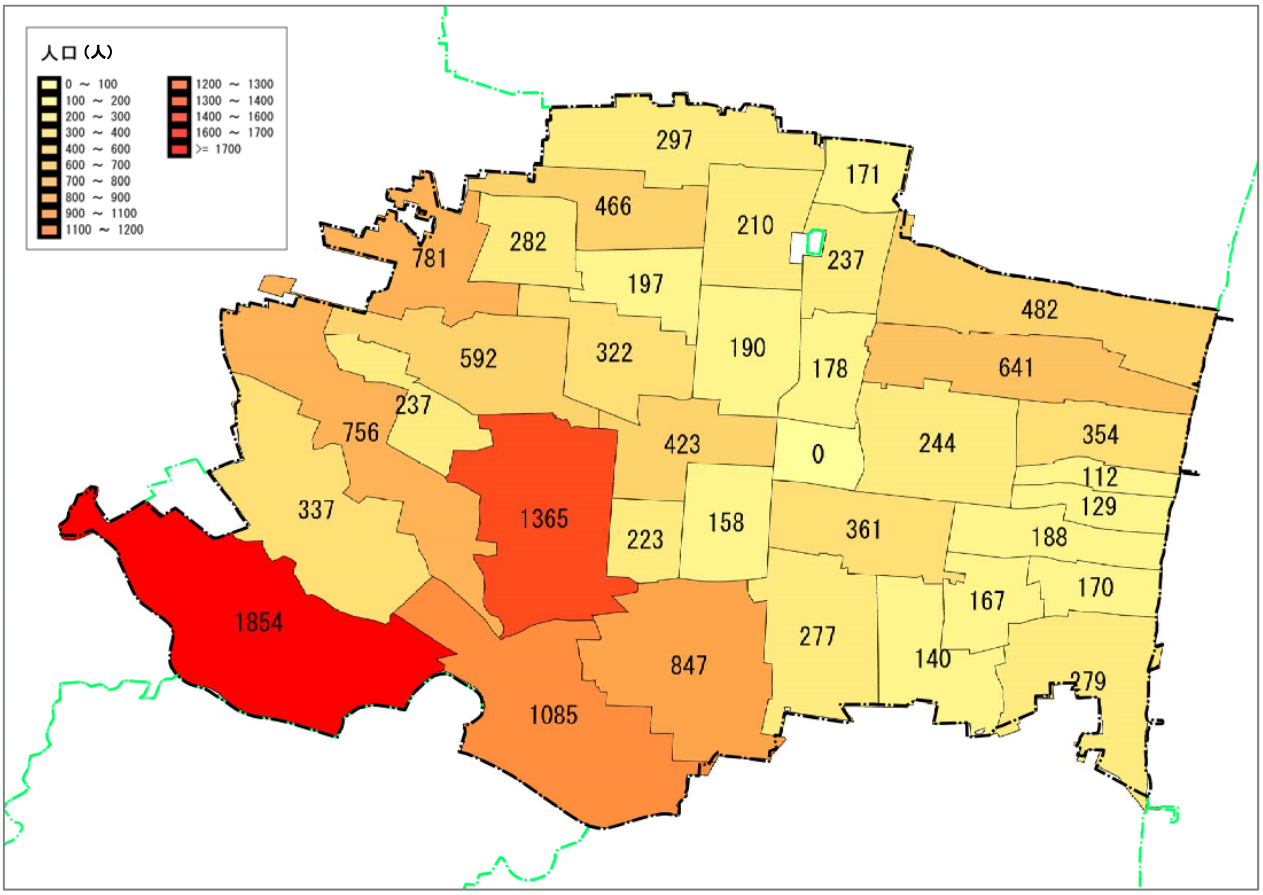

図　２－５　長生村の小地域の人口

資料：平成 22(2010)年国勢調査

２－３．千葉県内における人口密度の割合

本村の人口密度は約 520 人/km² となっております。

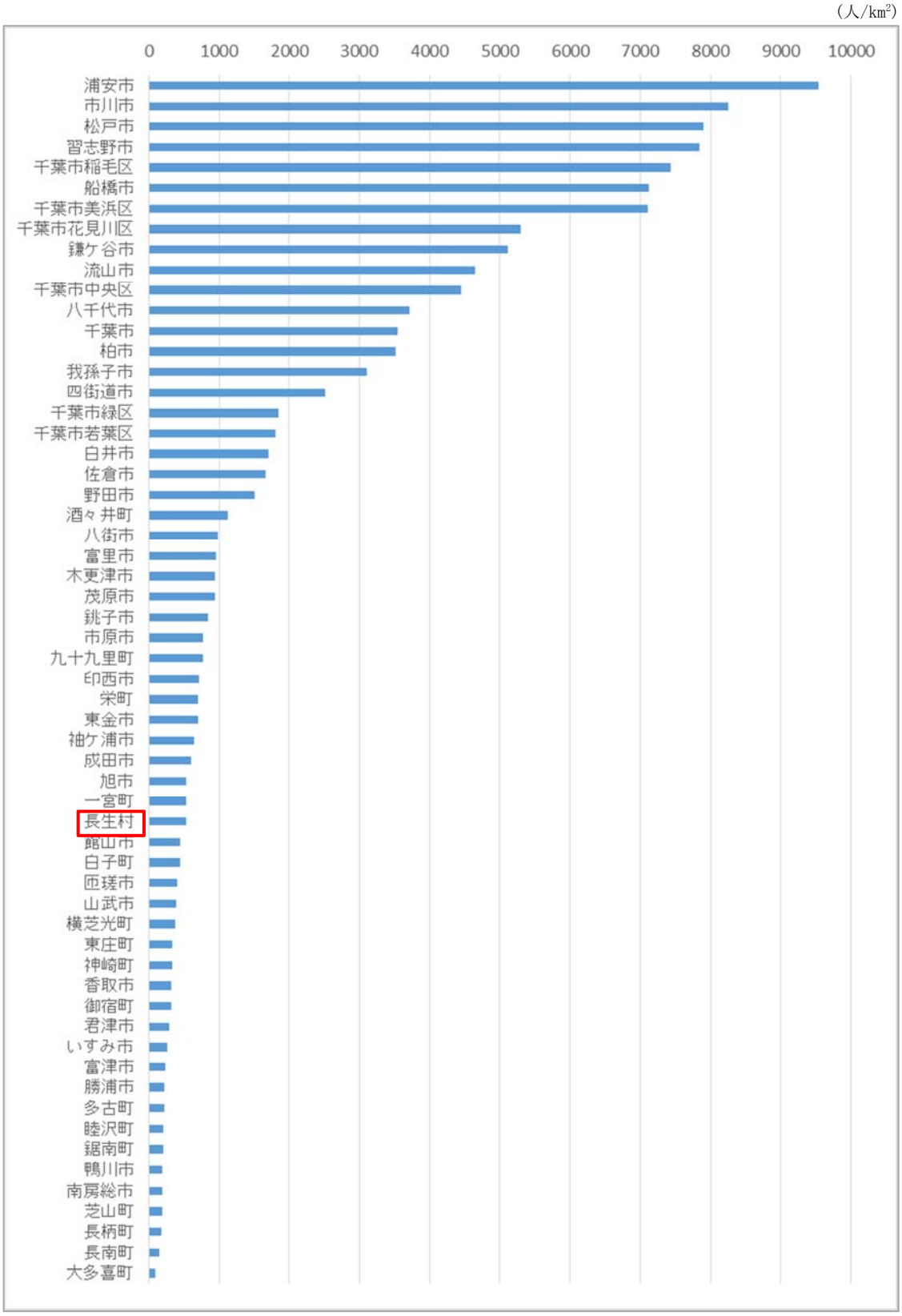

図　２－６　千葉県自治体別人口密度

資料：千葉県毎月常住人口調査月報（平成 28(2016)年９月１日現在）

３．財政

３－１．歳入・歳出

（１）歳入

本村の平成 27(2015)年度の歳入合計は 64 億 4,445 万円です。

その内訳は、地方交付税が最も多く 24.0%、次いで、村税(23.8%)、国庫支出金(11.8%)となっています。

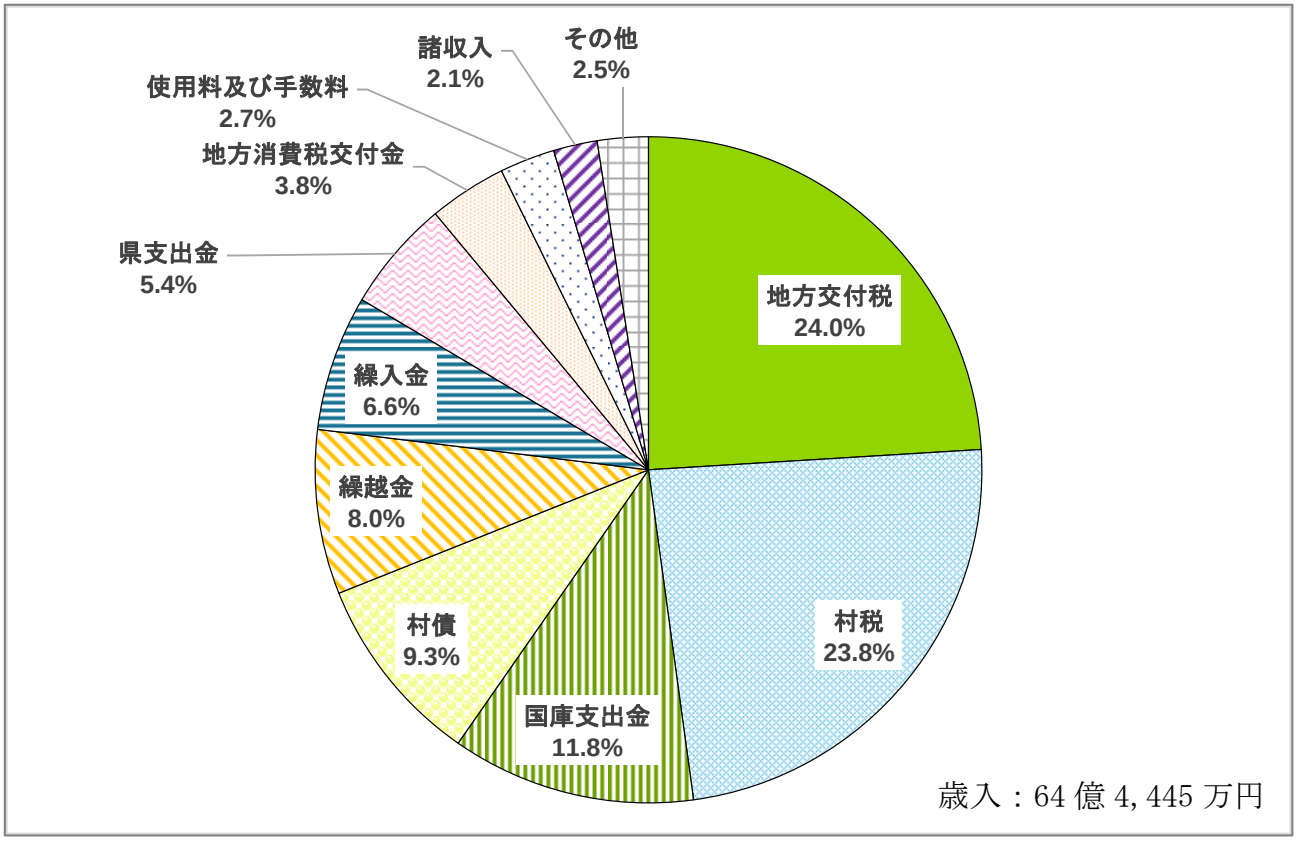

※その他は、地方譲与税、自動車取得税交付金、財産収入、株式等譲渡所得交付金、配当割交付金、分担金及び負担金、地方特例交付金、寄付金、交通安全対策特別交付金、利子割交付金の合計です。

図 ２－７ 歳入構成

資料：平成 27(2015)年度決算統計

（２）歳出

本村の平成 27(2015)年度の歳出合計は 61 億 570 万円です。

その内訳は、補助費等が最も多く 19.2%、次いで、普通建設事業費（18.4%）、人件費（16.2%）となっています。

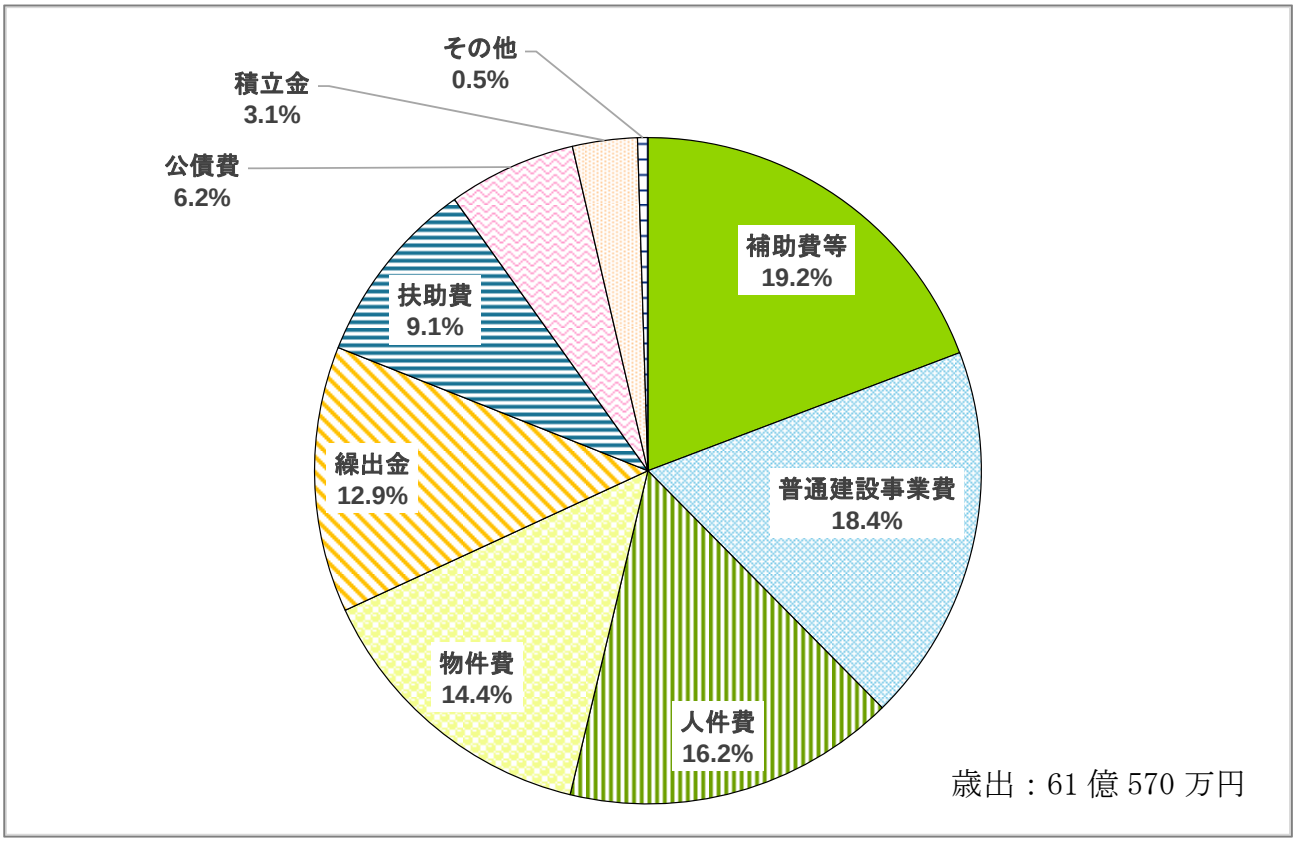

※その他は、維持補修費、災害復旧事業費、投資・出資貸付金の合計です。

図 ２－８ 歳出構成

資料：平成 27(2015)年度決算統計

３－２．村債

公債償還額は、平成 24(2012)年度の３億 3,000 万円から平成 27(2015)年度には３億 8,000 万円と、年々増加しています。今後は、平成 34(2022)年度までは平成 27(2015)年度を 4,000～5,000 万円上回る水準で償還し、その後徐々に償還額を削減していく計画です。

また、公債償還額が増加しているものの、公債残高は増加し、平成 27(2015)年度には 50 億 5,400 万円となりました。

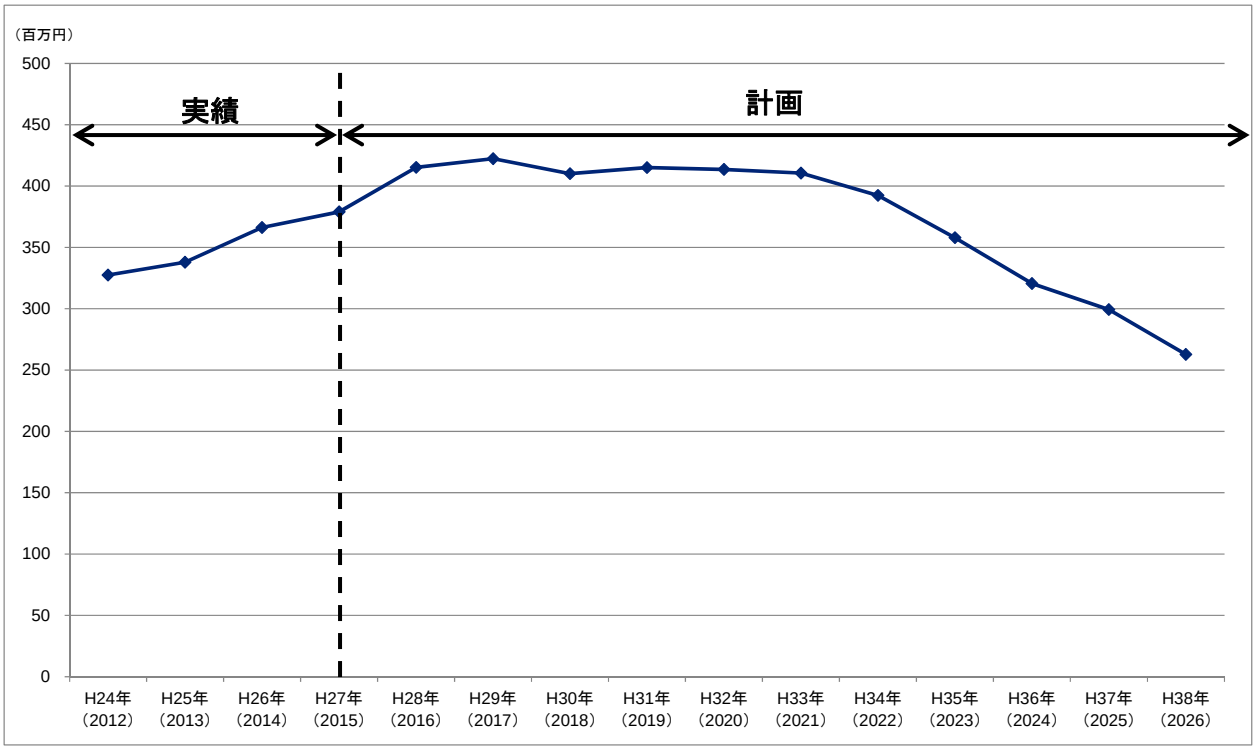

図 ２－９　公債の償還実績及び計画

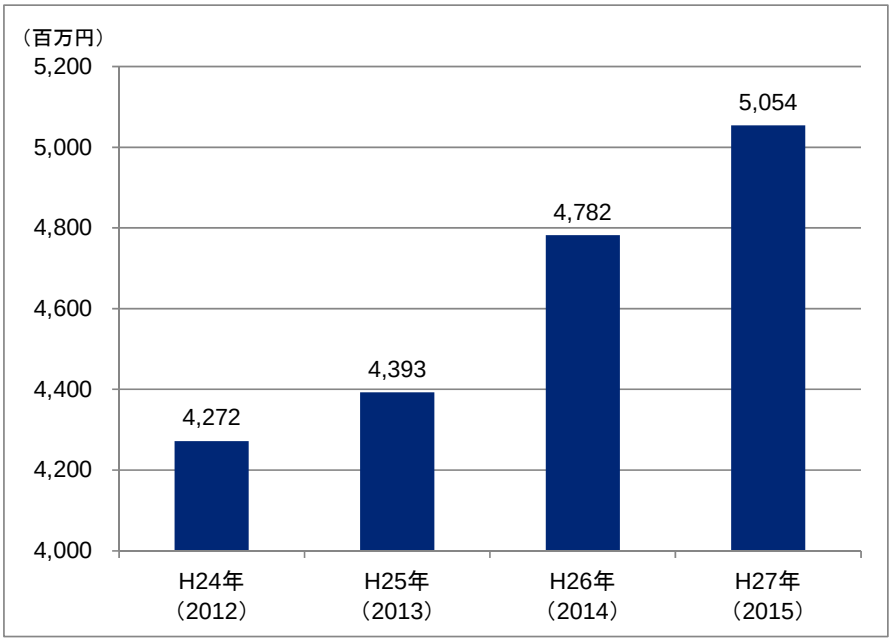

図 ２－１０　公債残高の推移

資料：平成 27(2015)年度決算統計

３－３．経常収支比率と実質公債費比率

平成 27(2015)年度の普通会計決算状況を千葉県内の市町村で比較すると、本村は、経常収支比率が 80.0%と千葉県内では長南町（72.9%）に次いで二番目に低いものの、実質公債費比率は 7.4%と県内平均の 6.3%よりも高い状況です。

実質公債費比率は、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められた早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%であり、本村の状況は、問題はありません。

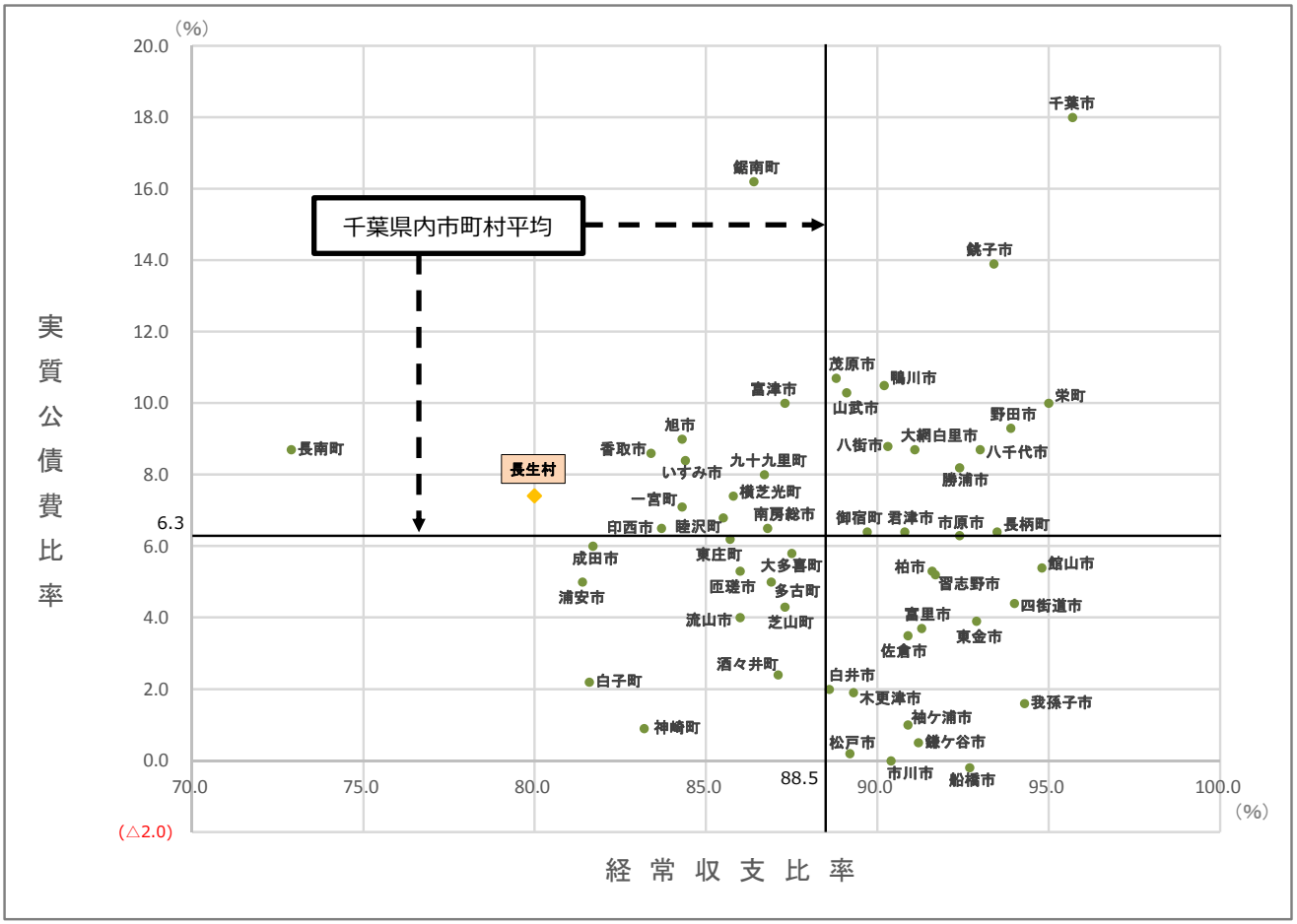

図　２－１１　平成 27(2015)年度市町村普通会計決算・健全化判断比率(見込み)の概要

資料：千葉県総務部市町村課

第３章　長生村の公共施設等の概況

１．公共施設全体の概況

１－１．公共施設の一覧と立地

本村には公共施設が 33 施設あり、建物棟数は 127 棟、総延床面積は 48,824 ㎡になります。

公共施設のうち、最も多くの延床面積を占めているのが小中学校で、45.8％と公共施設の約半分の面積を占めています。次いで、その他（津波避難施設等）が 10.9％、文化施設（長生村文化会館）が 8.5％、庁舎等（長生村役場）が 7.4％と続いています。

表 ３－１　本村内の公共施設延床面積構成一覧

大分類	中分類	小分類	施設数	建物数	延床面積（㎡）	構成割合
村民文化系施設	集会施設	公民館等	1	5	1,548	3.2%
		コミュニティセンター等	1	1	338	0.7%
	文化施設	その他	1	3	4,157	8.5%
スポーツ系施設	屋内施設	体育館	1	2	1,488	3.0%
		武道館	2	2	747	1.5%
	屋外施設	野球場	1	1	20	0.0%
産業系施設	加工施設	その他	2	2	190	0.4%
学校教育系施設	学校	小学校	3	38	15,505	31.8%
		中学校	1	10	6,818	14.0%
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	3	9	2,848	5.8%
	幼児・児童施設	こどもの家等	2	4	264	0.5%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	地域包括支援センター等	1	3	915	1.9%
	保健施設	保健所等	1	1	1,409	2.9%
行政系施設	庁舎等	庁舎等	1	8	3,607	7.4%
公営住宅	公営住宅	公営住宅	1	2	779	1.6%
公園	公園	管理棟等	1	5	326	0.7%
		その他	2	2	6	0.0%
供給処理施設	供給処理施設	浄化センター	1	1	2,535	5.2%
その他	その他	公衆便所等	1	2	83	0.2%
		津波避難施設	3	4	564	1.2%
		その他	3	22	4,677	9.5%
合計			33	127	48,824	100.0%

※平成 27(2015)年度現在、建物が現存する施設のみ掲載

大きな公共施設は長生村役場周辺及び八積駅周辺に多く立地しています。

公共施設等の立地状況を見てみると、小学校と保育所は八積地区、高根地区、一松地区にそれぞれ１施設ずつあるほか、本村で管理している公共施設が広域に点在しています。

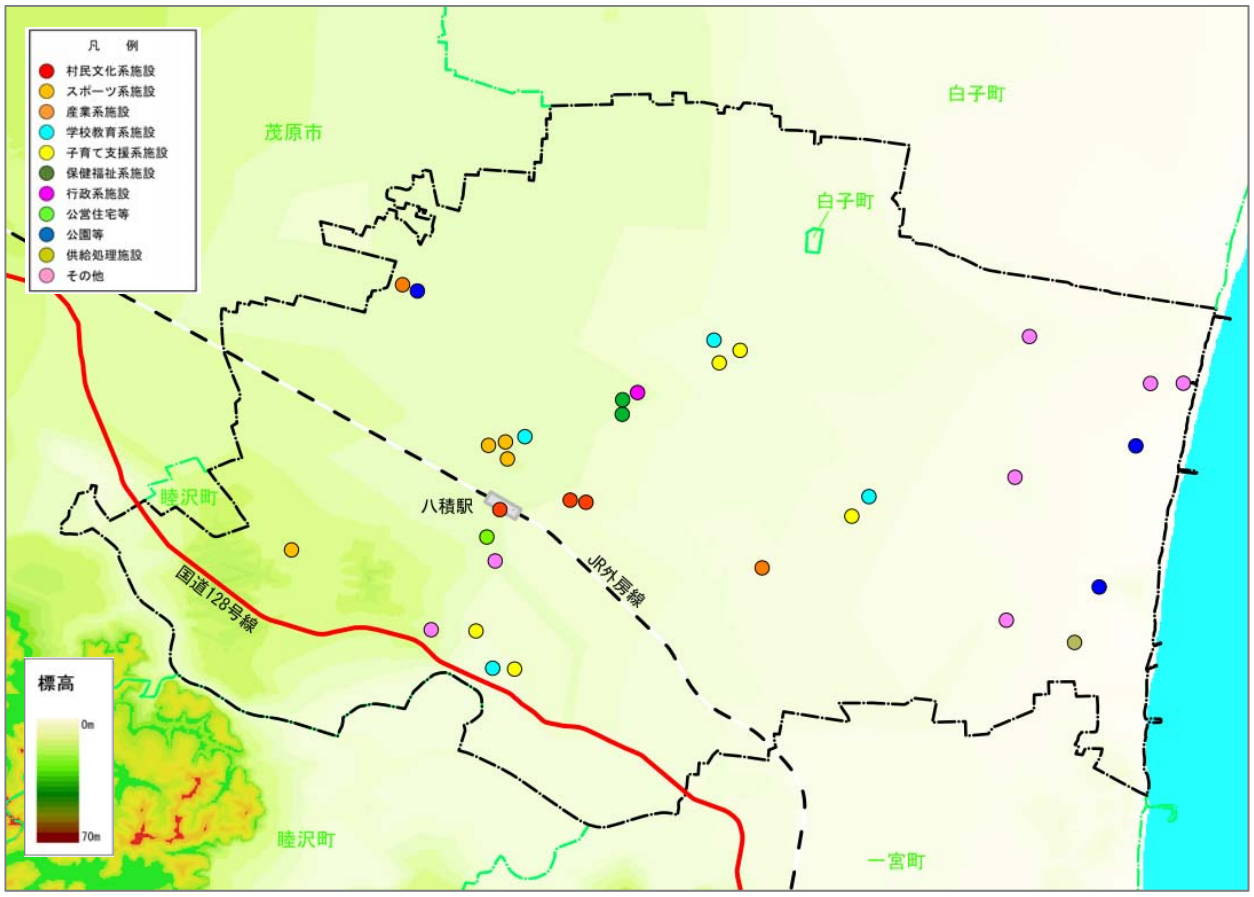

図　３－１　平成 27(2015)年度現在の公共施設等の立地状況

過去３年における村内の小中学校の児童生徒数の推移は比較的横ばいです。平成27(2015)年度は八積小学校の児童数が前年度に比べ若干減少しました。

村全体の人口推移が児童生徒数にも表れています。長生村人口ビジョンから考察すると、本村の総人口減に比例して児童生徒数も減少傾向が続くと想定されます。

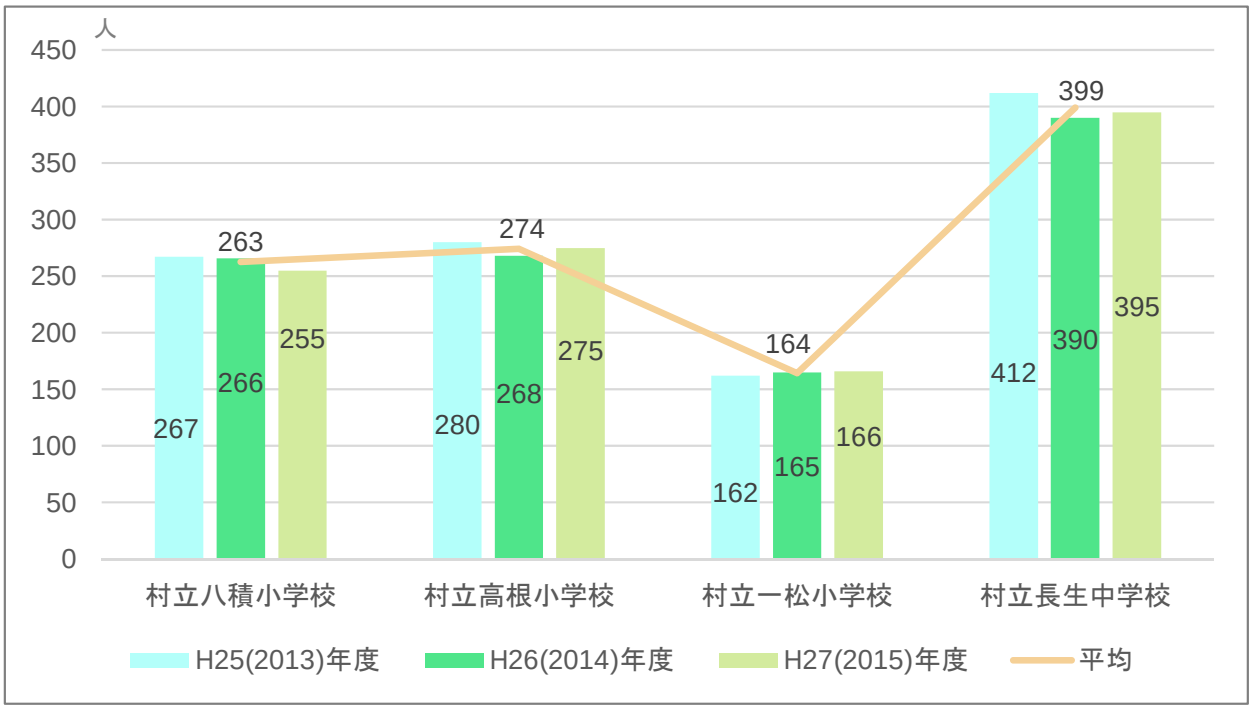

図　３－２　過去３年の児童生徒数

村営住宅の入居者数は、平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの間で 17～19 人と、大きな変動はありません。世帯数も平均で８世帯であり、１世帯あたりの構成は 2.25 人となっています。

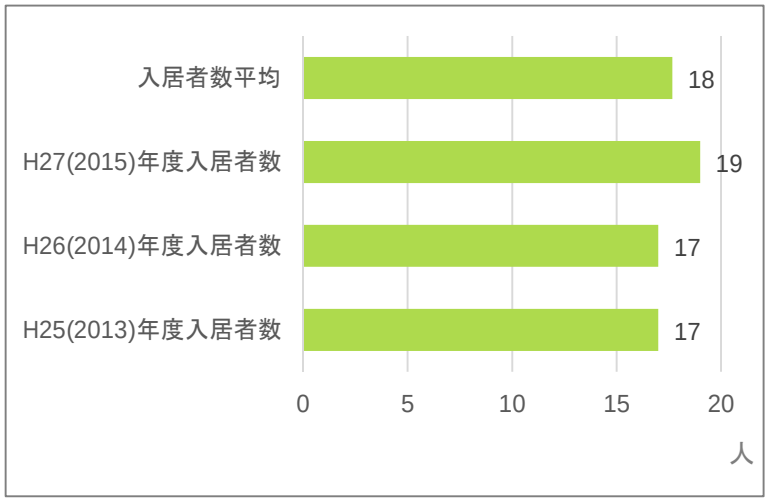

図　３－３　村営住宅の入居者数状況

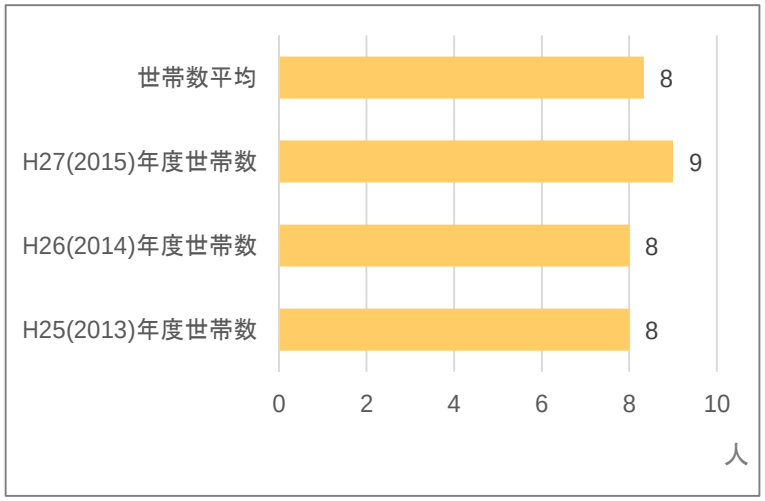

図　３－４　村営住宅の世帯数状況

利用者が多い公共施設は長生村尼ヶ台総合公園であり、年間約 63,000 人が利用します。２番目に多い施設は長生村文化会館であり、年間約 31,000 人が利用します。このほか、長生村体育館、長生村中央公民館、長生村武道館の利用者が年間 10,000 人を超える施設となっています。

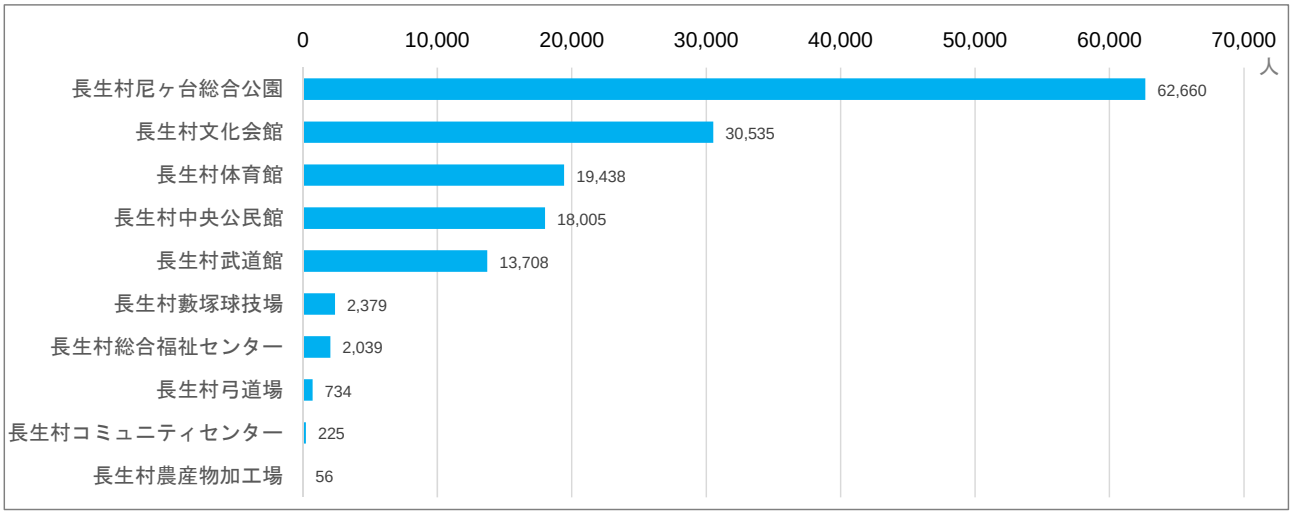

図 ３－５　公共施設利用者数

※平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの年平均利用者数

１－２．整備状況と耐震化実施状況

（１）整備年度別の状況

本村の公共施設のうち、旧耐震基準（昭和 56(1981)年以前）の建物は、全体の延床面積のうち 23.9%です。

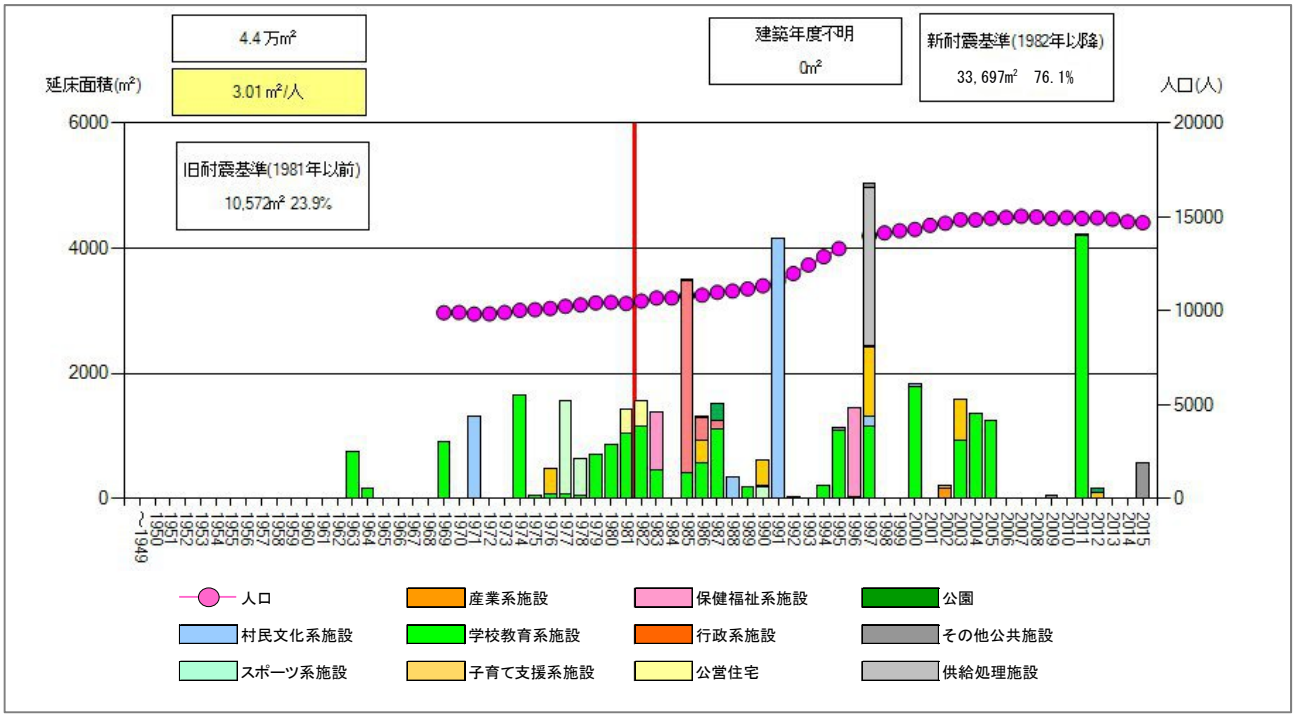

図 ３－６ 整備年度別の建物床面積

※平成 27(2015)年度末現在

（２）耐震化の状況

全公共施設のうち、旧耐震基準で耐震化工事を実施した施設は 12.8%であり、耐震化工事未実施の施設は 8.2%となっています。

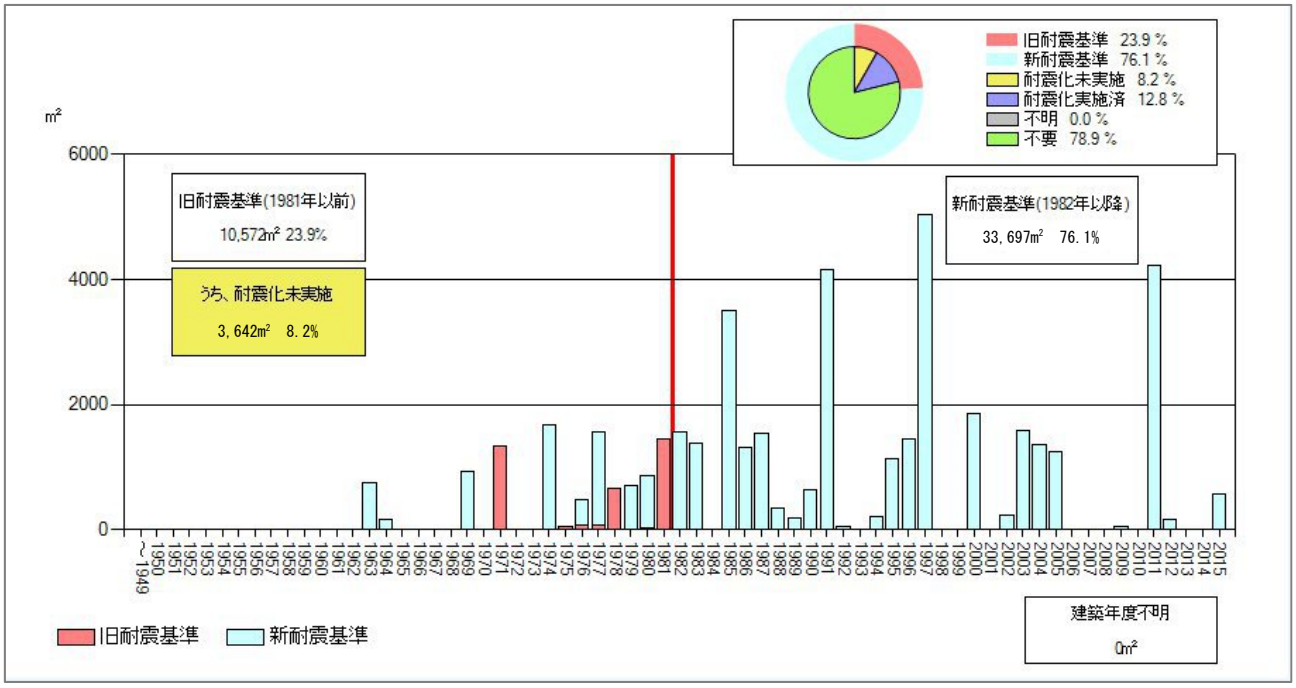

図 ３－７ 年度別耐震化状況

※平成 27(2015)年度末現在

１－３．更新費用の将来推計

（１）公共施設の将来の更新費用試算の前提

① 更新等の費用の推計の基本的な考え方

更新等の費用は、総務省が推奨する「公共施設等更新費用算定ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）提供）を用いて算定しました。

本村が保有する公共施設等について、一定年数経過後に、現在と同じ延べ床面積・延長等で更新すると仮定しています。

更新までの年数についての考え方は次のとおりです。

種　別	更新までの年数の考え方
建築物	60年で建て替え（30年で大規模改修）
道　路	15年で舗装部分の打ち替え
橋りょう	60年で架け替え
下水道	50年で更新

② 更新費用推計の前提条件

その他の主な条件は次のとおりです。

・大規模改修及び建て替えに要する期間を、それぞれ、２年と３年と想定。
・平成 27(2015)年度末時点で、既に大規模改修や建て替え時期を迎えている施設については、今後 10 年間で均等に大規模修繕及び建て替えを行うこととして費用負担を分散軽減。
・費用の試算は、施設の延べ床面積に、施設類型ごとの設定単価を乗じています。
・更新単価は、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体への調査結果、設定単価等をもとにしています。

表 ３－２　普通会計施設の分類別更新単価表

大分類名	大規模改修単価	建て替え単価
村民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

（２）公共施設の将来の更新費用試算の結果

本村が保有する公共施設を、耐用年数経過後に現在と同じ規模（延べ床面積）で更新すると仮定した場合、公共施設等更新費用算定ソフトによる試算を行った結果、今後 40 年間の更新費用の総額は約 169.0 億円で、年間の平均費用は約 4.2 億円と見込まれます。

更新費用等を年度別でみると、平成 28(2016)年度からの 10 年間に大規模改修が集中し、平成 53(2041)年度以降に施設の建替の増加が見込まれています。このような更新費用が発生する時期を念頭に置き、これらの時期を乗り越えられるよう、更新費用の平準化等を検討する必要があります。

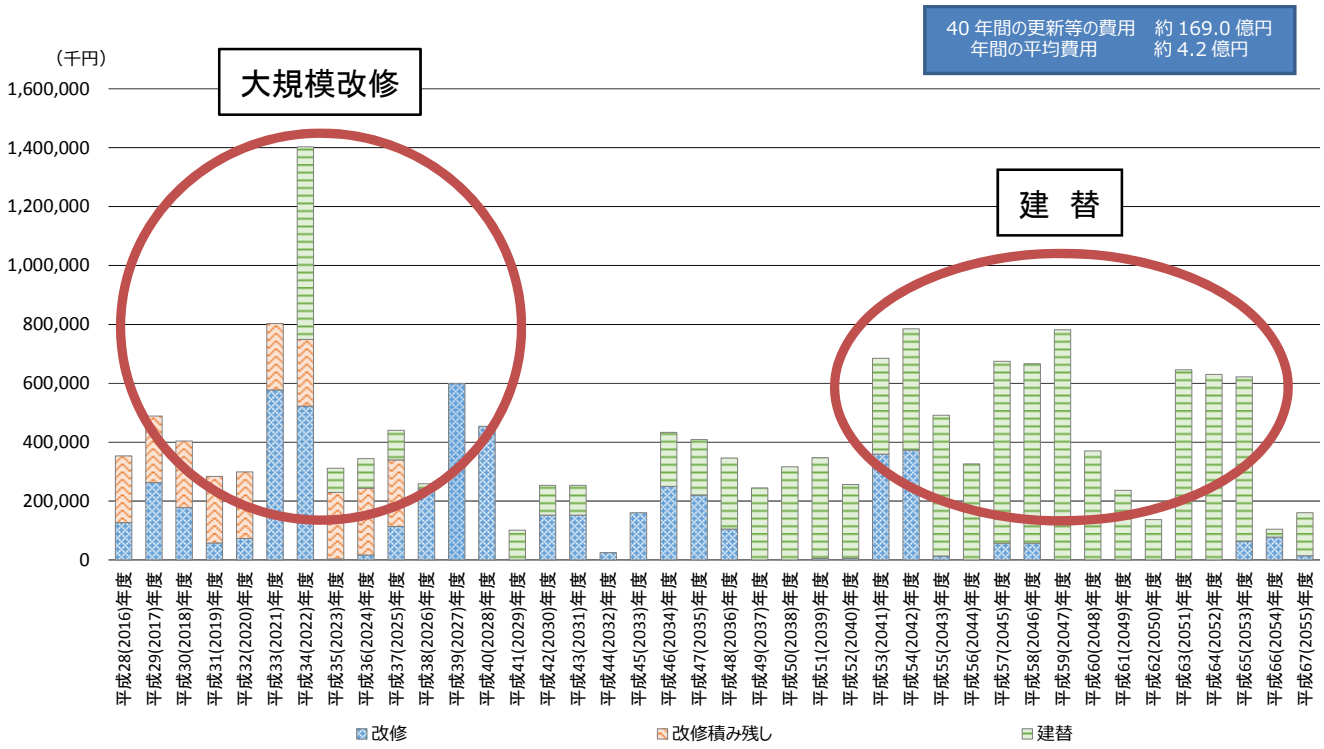

図　３－８　公共施設の将来の更新費用等

※　改修積み残しとは、平成 27(2015)年度末時点で建築から 30 年以上経過しているものの、大規模改修が実施されていない施設の大規模改修に要する費用です。

（3）インフラ資産の将来の更新費用試算の前提

① 更新等の費用の推計の基本的な考え方

インフラ資産についても、道路、橋りょう、下水道のそれぞれについて、総務省が推奨する「公共施設等更新費用算定ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）提供）を用いて更新費用を算定しました。

インフラ資産については、それぞれの資産について、現在の整備面積等を更新年数経過後に同じ面積等で更新すると仮定しています。

② 更新費用推計の前提条件

（ア）道路

道路については、路線ごとに一度に整備するのではなく、区間を設定して整備を進めていくため、年度別に更新量を把握することが困難であり、整備面積を舗装部分の更新（打換え）年数（15 年）で除した面積を１年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。

道路の分類別更新単価表

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行車道	15 年	2,700 円/㎡

※この単価はあくまでも目安であり、実工事単価とは異なります。

（イ）橋りょう

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じて更新費用を試算しました。

橋りょう総面積を更新年数（60 年）で除した面積を１年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて、更新費用を試算しました。

橋りょうの更新単価

更新単価
448,000 円/㎡

※この単価はあくまでも目安であり、実工事単価とは異なります。

（ウ）下水道

下水道については、敷設した管の延長に更新単価を乗じ、更新費用を試算しました。更新年数（50 年）経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定しています。

下水道の更新単価

更新単価
124,000 円/m

※この単価はあくまでも目安であり、実工事単価とは異なります。

（4）インフラ資産の将来の更新等費用試算の結果

公共施設と同様に、現在と同じ面積、延長等でインフラ資産を更新したと仮定し、公共施設等更新費用算定ソフトによる試算を行った結果、今後 40 年間の更新費用の総額は約 281.2 億円で、年間の平均費用は約 7.0 億円と見込まれます。

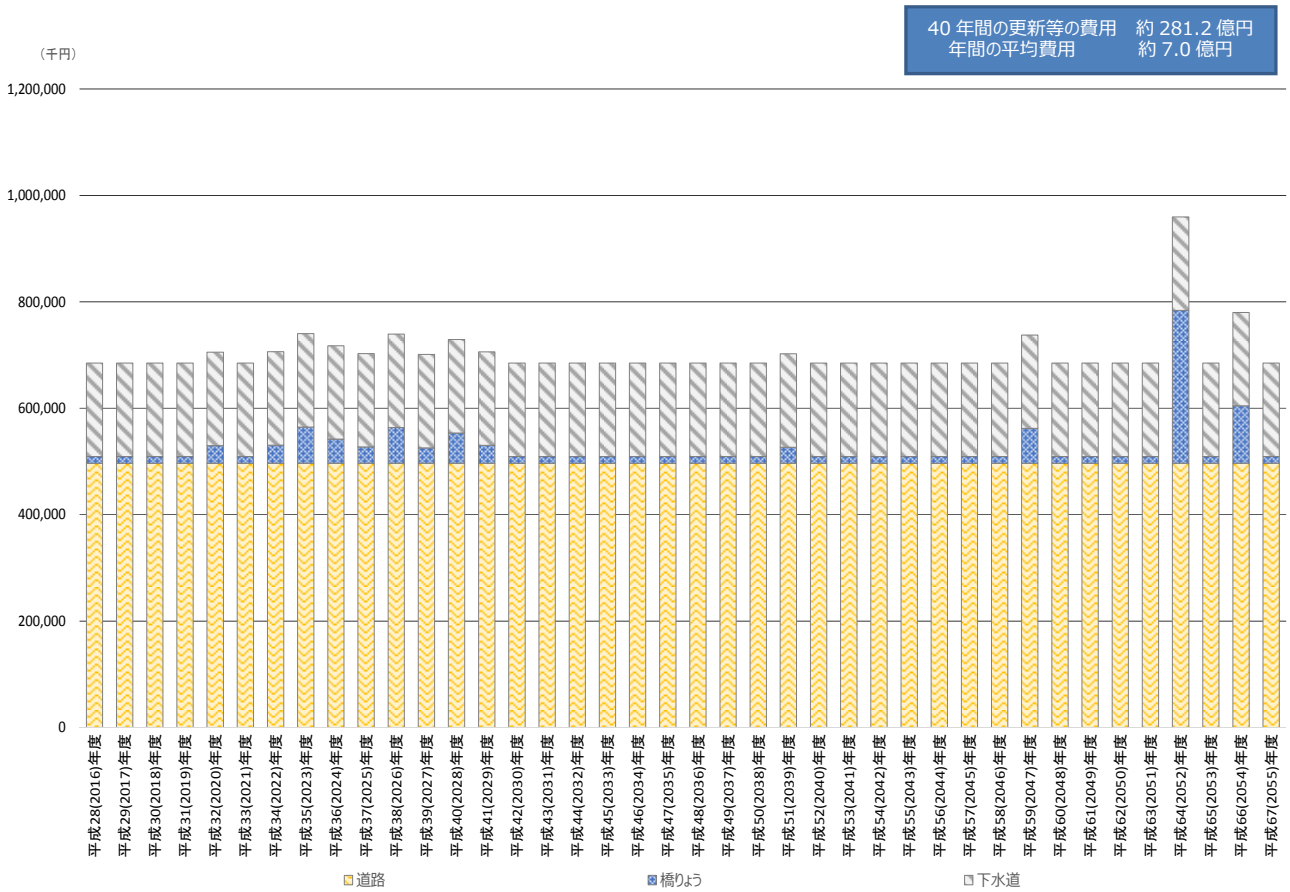

図　3－9　インフラ資産の将来の更新等費用

（５）公共施設等の将来の更新等費用

試算の結果から、公共施設にインフラの更新費用を加えた公共施設等の今後 40 年間の更新費用の総額は約 450.2 億円と見込まれ、公共施設のみの更新費用の総額である約 169.0 億円と比べておよそ 2.6 倍となります。

更新費用を年度別でみると、すべての公共施設・インフラ資産を維持・更新することを前提とすれば、平成 28(2016)年度からの 10 年間および平成 53(2041)年度以降に更新等の費用の発生が見込まれるため、更新費用が集中する時期を念頭に置き、今後の更新等を検討する必要があります。

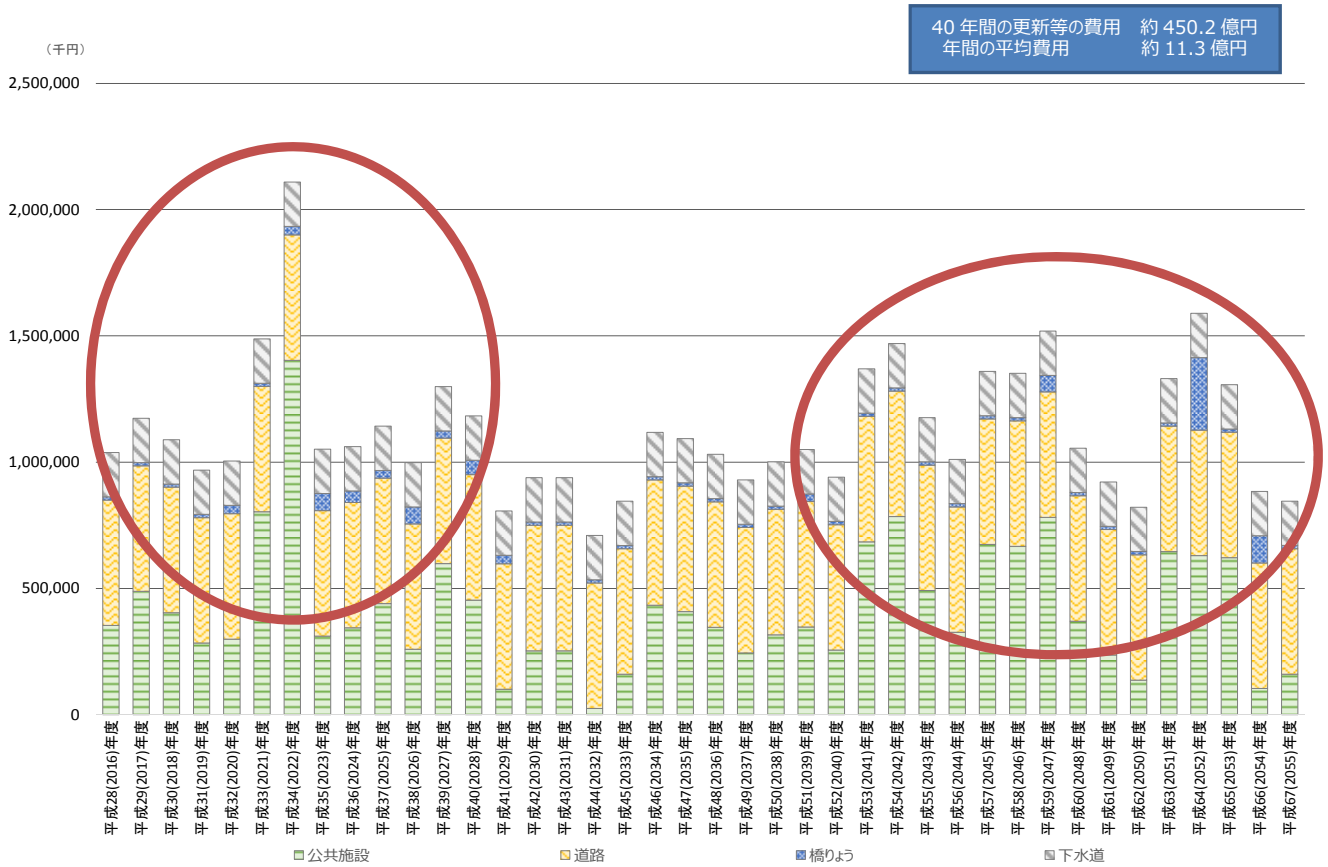

図　３－１０　公共施設等の将来の更新等費用

（６）公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費と充当可能な財源の見込み

公共施設及びインフラの試算結果から、すべての公共施設等について更新を行うと、今後 40 年間で約 450.2 億円が必要と想定されます。また、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度の決算統計を基に、今後 40 年間の財政状況の推計を実施した結果、通常の維持補修費等の費用に約 8.6 億円、新規整備等の費用に約 78.5 億円が見込まれ、総額で約 537 億円を要することが想定されます。一方、充当可能な財源は今後 40 年間で約 235 億円であり、約 302 億円の財源不足が生じることが予想されます。

ただし、更新等に必要な額は、一定の年数を経過したのち、大規模修繕や更新を行うことを前提にした内容であり、施設の状態に応じた修繕等の対応や、長寿命化による効果は加味されていません。このため、実際に必要となる更新等の額とは異なります。

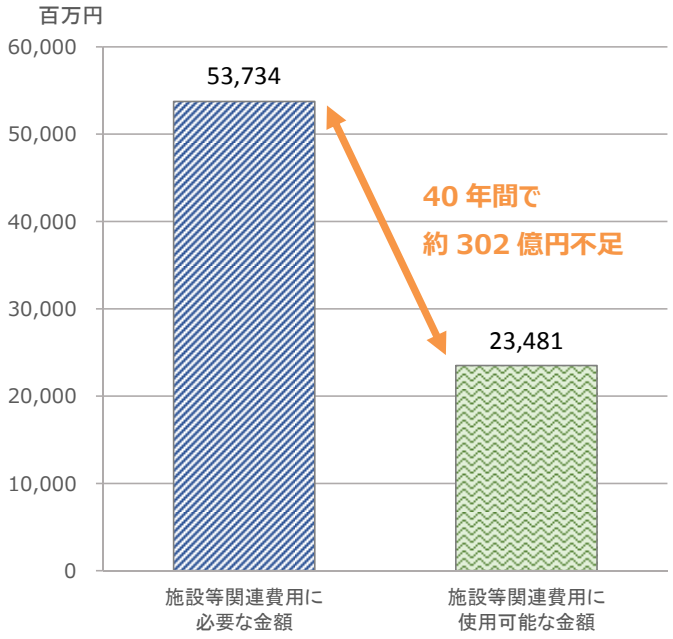

図　３－１１　将来の施設等関連費用必要額と使用可能額

平成 28(2016)年度から、文化会館、浄化センター、保健センターなどが大規模改修の時期を迎え、平成 49(2037)年度以降は、文化会館、役場庁舎、体育館などが更新時期を迎えることにより、公共施設に必要な額が大きくなります。

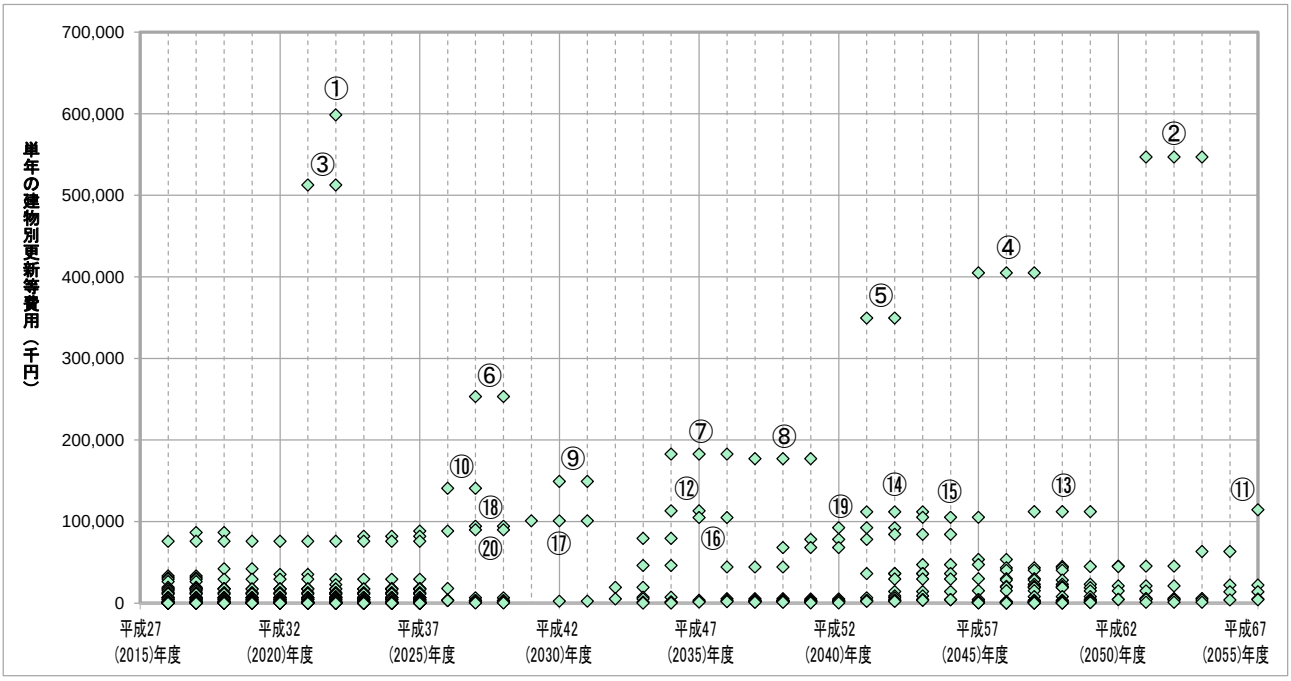

図 3－１２　年度別建物別の更新等費用

表 3－3　主な建物の更新費用と更新時期

No.	施設名称	建物名称	単年費用（千円）	更新種別	更新年度
①	長生村中央公民館	長生村中央公民館	598,791	更新	2022
②	長生村文化会館	長生村文化会館	547,041	更新	2051-2053
③	長生村文化会館	長生村文化会館	512,851	大規模修繕	2021-2022
④	長生村役場	役場庁舎	405,112	更新	2045-2047
⑤	村立長生中学校	管理教室棟	349,775	大規模修繕	2041-2042
⑥	長生浄化センター	管理棟	253,497	大規模修繕	2027-2028
⑦	村立八積小学校	普通／特別／管理教室棟	182,820	更新	2034-2036
⑧	長生村体育館	長生村体育館	177,306	更新	2037-2039
⑨	村立八積小学校	普通教室棟	149,515	大規模修繕	2030-2031
⑩	長生村保健センター	長生村保健センター	140,889	大規模修繕	2026-2027
⑪	村立一松小学校	普通教室棟	114,730	更新	2055-2057
⑫	村立高根小学校	普通教室棟3	113,220	大規模修繕	2034-2035
⑬	村立高根小学校	普通教室棟1	112,420	更新	2047-2049
⑭	村立八積小学校	屋内運動場	112,090	更新	2041-2043
⑮	長生村総合福祉センター	長生村総合福祉センター	105,440	更新	2043-2045
⑯	村立長生中学校	屋内運動場	105,230	大規模修繕	2035-2036
⑰	村立一松小学校	特別教室棟	101,090	更新	2029-2031
⑱	村立高根小学校	普通教室棟2	94,435	大規模修繕	2027-2028
⑲	村立一松小学校	普通／特別教室棟	92,620	更新	2040-2042
⑳	村立八積保育所	八積保育所	90,066	大規模修繕	2027-2028

公共施設等の総量を縮減するだけでは、財政的な問題は解決できませんが、可能な限り、公共施設の縮減を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、公共施設等の更新費用や維持管理費は、「公共施設等の更新等に必要な金額」と「公共施設等の更新等に充当可能な財源」から、財政均衡縮減率[※1]を算定しました。

《縮減目標の算定》

① 施設の維持及び将来の更新に必要な金額　537 億円
（計画期間の総額）
※延べ床面積を１%縮減することで維持更新費用の１%相当額が削減できると仮定

② 財政推計結果に基づく財源　235 億円
（計画期間の総額）

財政均衡縮減率の算定は、施設の維持更新に必要な金額 537 億円に対して、施設の延べ床面積を１%縮減することで、費用を１%相当額削減することができると仮定しています。また、発生した剰余金を充当可能な財源 235 億円に上乗せし、費用に充てることが可能になると仮定しています。このことから、延べ床面積を縮減していく一方で、充当可能な財源は増額されていくグラフが作成できます。

以上の条件から縮減率を推計したところ、縮減率 48.2%で施設の維持更新に必要な金額と充当可能な財源額が同額となり、施設の維持更新に必要な金額を賄うことが可能となります。

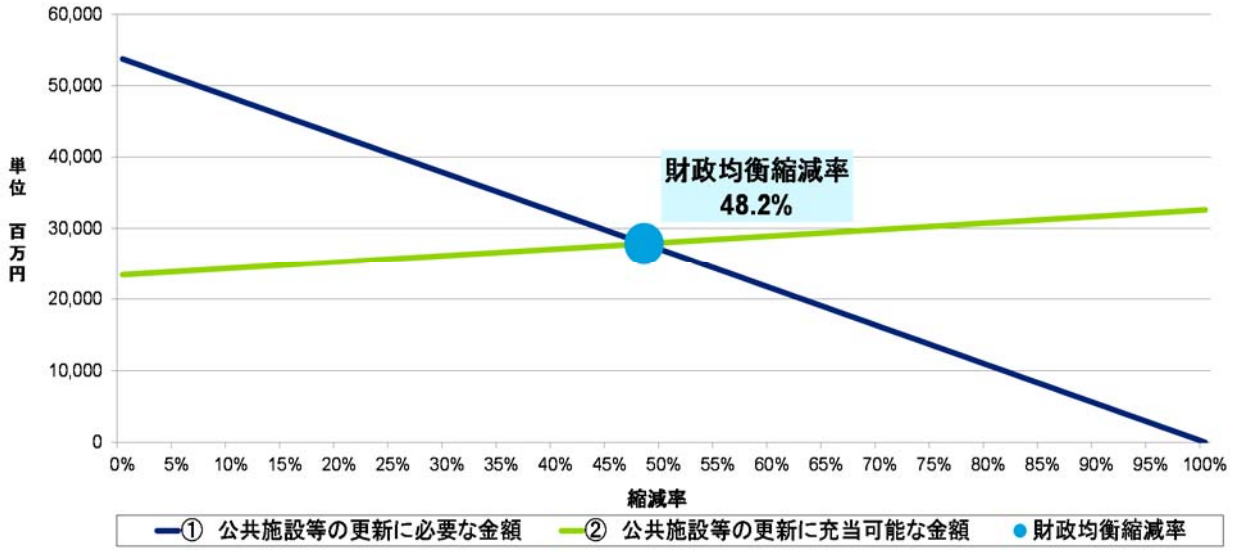

図 ３－１３　財政均衡縮減率

※1 財政均衡縮減率は、施設の維持更新に必要な金額と維持更新に充当可能な財源額が同額となる割合を表しています。

第４章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１．公共施設全体の概況

１－１．公共施設に対する村民ニーズの変化

本村の人口は、昭和60(1985)年以降、増加傾向が続いていましたが、近年は減少に転じています。年齢区分別では、年少人口は横ばいに推移していますが、近年は減少傾向が見られます。一方、老年人口は増加傾向にあり、国や県よりも高い状況であり、今後、少子・高齢化が進み、人口の減少が迫っていると考えられます。

将来人口の推計では、村内総人口については、減少を続け平成39(2027)年頃から減少幅が拡大し、平成52(2040)年には、村内人口のうち40%以上が老年人口となると見込まれます。また、老年人口は、平成32(2020)年頃からほぼ横ばいですが、後期高齢者人口に絞ってみると、平成34(2022)年頃から平成39(2027)年頃まで急増すると見込まれています。

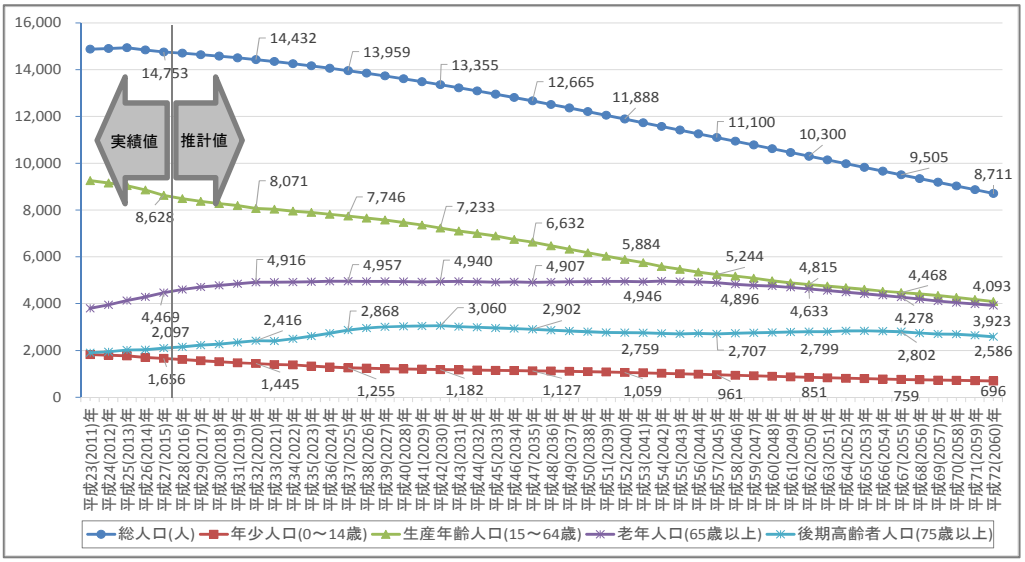

図　４－１　総人口及び年齢３区分別人口の推移

出典：長生村人口ビジョン(平成 28(2016)年３月)

このように、本村は今後、少子高齢化と人口減少が進むと見込まれます。特に生産年齢人口の減少が著しいことから、村内の世代構成が変化し、公共施設の利用状況や公共施設へのニーズも変化することが予想されます。

こうした人口構成の変化や公共施設への村民ニーズの変化を的確にとらえ、状況の変化に適合し、より充実したサービスを村民に提供する必要があります。

１－２．公共施設の老朽化

本村の公共施設は人口の増加に合わせ段階的に整備が進められ、施設の修繕や更新に要する費用が急増することはないものの、継続的に毎年度経費が必要となります。

また、昭和 50 年代に建設された施設が多く、これらの施設は築後 30 年以上を経過していることから、施設の老朽化が進んでいます。このため、老朽化した施設については時代変化等を踏まえ必要性を精査し、今後の方向性を検討する必要があります。

１－３．公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、また、経過年数によっては大規模修繕なども必要となります。

公共施設・インフラ等の大規模改修・更新に要する費用は今後 40 年間で約 450.2 億円（年平均 11.3 億円）が見込まれています。

しかし、今後、生産年齢人口の減少・高齢化が進展し、村の財政状況はより厳しさを増すことが見込まれます。

今後、財政状況が厳しさを増す中で、公共施設等の修繕や更新時期を迎えることから、公共施設にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

２．計画期間

本村の施設の大規模修繕、更新に必要となる費用が増加することが見込まれることに適切に対応するため、次のとおり計画期間を定めます。

なお、本村の公共施設等への村民ニーズの変化や社会情勢の変化、国の施策等の推進状況等を踏まえ、適宜見直し等を図ります。

【計画期間】

平成 28(2016)年度から平成 67(2055)年度までの 40 年間

３．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

３-１．基本方針

（１）施設保有量の最適化

現在と同水準の公共施設等を将来にわたって維持し続けることは、財政的に困難な状況であり、また、人口の減少により、公共施設等に対する需要は減少することが見込まれます。

このため、村民ニーズ等を踏まえ、村が保有する公共施設等の最適な水準を明らかにし、施設保有量の最適化を図る必要があります。

（２）公共施設の長寿命化

これまで、施設の支障箇所については「対症療法的管理」を行ってきました。今後は、公共施設等の長寿命化を図り大規模修繕等の費用の縮減を図り、あわせて、ライフサイクルコストの縮減を図るため、損傷が小さいうちから計画的に対策を行う「予防保全的管理」に転換します。

（３）施設の有効活用

生産年齢人口の減少や老年人口の増加など、村内の人口構成が大きく変化することが見込まれます。この変化により、村民の公共施設に対するニーズや利用者構成も変化することが見込まれ、これらの変化に合わせた施設の整備等が必要となります。また、環境に配慮した取り組みといった時代の要請にも対応する必要があり、住民のニーズや利用状況を考慮し、施設機能の必要性や今後のあり方について検討し、公共施設を有効に活用します。

（４）民間活力を生かした取組の推進

今後、村の役割は、より基本的で、村民生活になくてはならないものに集約されていくと考えられます。このため、「民間でできることは民間で」という考えのもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用することで、サービス水準を維持することが必要です。

公共施設の維持や管理についても例外ではなく、指定管理者制度や、PPP※2 /PFI※3 等の民間活力の導入による、効果的・効率的な施設運営を検討します。

※2 PPP（Public Private Partnership）とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すことです。

※3 PFI（Public Finance Initiative）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のことです。

３-２．実施方針

（１）統合や廃止の推進方針

人口減少や少子高齢化などの人口動態の推移や、既存行政サービスの民間提供の可能性を考慮した上で、行政サービスとして必要な水準や機能などを見極め、公共施設の複合化や利用見込みのない施設の廃止を検討します。

なお、施設の複合化や廃止を検討する場合は、現在の施設の利用状況や利用者のニーズに配慮するとともに、住民の理解や総合計画等に示されたまちづくりの方向との整合を図ります。

（２）長寿命化の実施方針

公共施設の長寿命化をはかるため、「対症療法的管理」から、「予防保全的管理」に転換します。これにより、公共施設等の長寿命化と修繕や建て替えにかかる費用の縮減を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

既に近い将来の建て替えが予定されている施設は、新施設の供用までの間、施設の安全確保に努めた上で、修繕等については必要最低限にとどめます。

また、個別の長寿命化計画を策定している施設は、計画に沿って着実に実施します。

（３）点検・診断等の実施方針

法令等により義務付けられている法定点検を実施するとともに、法定点検以外の部分においても自主的な点検を日常的又は定期的に行える仕組みの構築を目指します。

また、点検・診断の結果については、情報の一元管理を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新の基礎データとして活用します。

外部に運営を委託している場合においても、運営委託者等と十分に調整し、直営の施設と同様の措置をとるよう努めます。

（４）安全確保の実施方針

点検・診断の結果、安全が確保できないと判断された施設は、優先的に改修工事等により危険を排除します。また、安全管理マニュアルの整備など、ソフト面からも安全の確保を図ります。

老朽化に伴い施設の安全性確保が困難となった場合は、利用停止などの安全確保策を講じ、修繕の実施または廃止を検討します。

（５）維持管理・修繕・更新等の実施方針

将来の人口構成等の全庁的な観点及び、施設の利用状況等から優先順位を検討し、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施します。

また、施設の更新にあたっては、需要に応じた適切な規模とするとともに、村民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能するため、施設の複合化や用途変更しやすい簡素な施設設計や、PPP/PFI 等の民間活力の積極的な活用も検討していきます。

（６）郡内での広域連携の考え方

郡内の自治体も本村と同様の施設を保有し、老朽化、財政悪化など共通の状況に直面しています。このため、郡内の自治体と、同様の機能を持つ公共施設について、経費削減、利用率の向上を図ることを目的とし、広域連携による施設の相互利用等を検討します。

（７）本計画を実現するための体制の構築方針

全庁的観点での公共施設総量の適正化、適切な維持管理を実現するため、計画の進捗管理を担う担当組織を明確にし、施設に関する情報を一元管理できる仕組みを整えます。

また、公共施設等に関する取り組みを全庁的なものとするため、職員研修等の実施により、職員の意識改革及び知識の向上・問題意識の共有を図ります。

第５章　公共施設等の類型別の現状

１．類型別の現状

１－１．村民文化系施設

○本村の村民文化系施設は長生村中央公民館、長生村コミュニティセンター、長生村文化会館を有しています。
○長生村中央公民館は更新を予定し、施設の移設も視野に入れて現在検討しています。
○長生村コミュニティセンターはＪＲ八積駅舎との複合施設です。駅舎部分とコミュニティセンター部分の住み分けができているため、修繕時の費用負担額は東日本旅客鉄道株式会社との協議のうえ、適正に行っています。
○長生村文化会館は延床面積約 4,100 ㎡の大規模な施設で、ホール機能のほか、会議室、調理実習室、プラネタリウム、視聴覚室等といった機能を有しています。年間約 31,000 人が利用している施設であり、また、災害時における指定避難所として指定されています。

（１）現状の機能

・村民文化系施設の延床面積は約 6,000 ㎡で村全体の約 12%を占めます。
・長生村中央公民館は講堂、会議室、視聴覚室等の機能を有しています。また、歴史資料室には本村の歴史、文化にまつわる資料が展示されています。
・長生村コミュニティセンターはＪＲ八積駅舎との複合施設です。立地している土地の所有権は東日本旅客鉄道株式会社であるため、賃貸借契約をして費用負担しています。
・長生村文化会館は延床面積約 4,100 ㎡と村内では大規模な施設であり、災害時の指定避難所として指定されています。村内唯一のホールの機能を持つ施設であり、かつプラネタリウム設備を有しているので村内では利用者の多い施設のうちの１つです。そのほかの機能として会議室、調理実習室、視聴覚室等を有しています。

表　５－１　村民文化系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	集会施設	公民館等	長生村中央公民館	長生村中央公民館	長生村歴史資料室、講堂、会議室、視聴覚室等	1,326.80
2	集会施設	公民館等	長生村中央公民館	車庫１	－	90.77
3	集会施設	公民館等	長生村中央公民館	車庫２	－	45.15
4	集会施設	公民館等	長生村中央公民館	倉庫	－	33.28
5	集会施設	公民館等	長生村中央公民館	陶芸教室	－	51.63
6	集会施設	コミュニティセンター等	長生村コミュニティセンター	長生村コミュニティセンター	１階ふれあいロビー ２階多目的ホール等	338.20
7	文化施設	その他	長生村文化会館	長生村文化会館	ホール・会議室・調理実習室・視聴覚室・和室・プラネタリウム・図書室・子ども科学教室	4,102.81
8	文化施設	その他	長生村文化会館	自家発電設備	－	44.10
9	文化施設	その他	長生村文化会館	浄化槽（機械室）	－	9.83
合　計						6,042.57

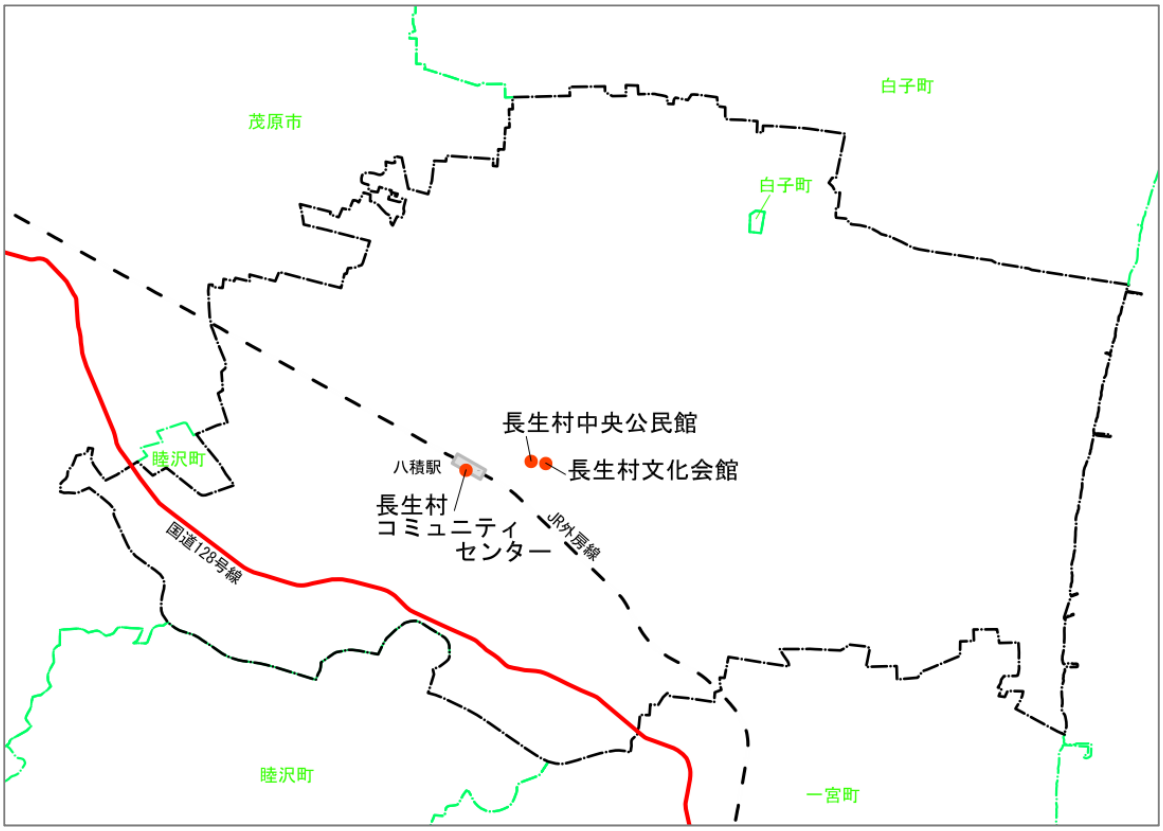

図　５－１　村民文化系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・長生村中央公民館は建築から約 45 年が経過しました。施設の老朽化が懸念されるため、平成 34(2022)年を目途に付属物を含め、施設の更新を現在検討しています。長生村中央公民館は主催する各種教室やクラブ活動等により年間約 18,000 人の利用者があります。

・長生村コミュニティセンターは建築から約 30 年を迎え、平成 32(2020)年頃には大規模改修が必要となる時期に入ります。大規模改修費用には約 8,500 万円を要すると想定されます。このことから、改修費用及び維持管理費の低減を図るため、本施設の機能を新たに更新する長生村中央公民館に持たせ、本施設は廃止する方向で進めます。

・長生村文化会館は建築から約 25 年が経過します。大規模改修の時期は平成 32(2020)年頃になりますが、改修に要する費用は約 10 億円と想定されます。また付属建物も同時期に大規模改修となりますが、その費用は約 1,500 万円と想定されます。

・長生村文化会館はプラネタリウム機能や演劇開催等により年間約 31,000 人の利用者があります。

表 ５－２　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生村中央公民館	長生村中央公民館	1,326.80	1971	鉄筋コンクリート造	598,791	0	0	0	598,791	18,005	－
2	長生村中央公民館	車庫１	90.77	1997	鉄骨造	22,693	0	0	0	22,693		－
3	長生村中央公民館	車庫２	45.15	1997	鉄骨造	11,288	0	0	0	11,288		－
4	長生村中央公民館	倉庫	33.28	1997	鉄骨造	8,320	0	0	0	8,320		－
5	長生村中央公民館	陶芸教室	51.63	2000	鉄骨造／プレハブ	12,908	0	0	0	12,908		－
6	長生村コミュニティセンター	長生村コミュニティセンター	338.20	1988	鉄骨造	84,550	0	0	135,280	219,830	225	－
7	長生村文化会館	長生村文化会館	4,102.81	1991	鉄筋コンクリート造	1,025,703	0	0	1,641,124	2,666,827	30,535	－
8	長生村文化会館	自家発電設備	44.10	1991	鉄筋コンクリート造	11,025	0	0	17,640	28,665		－
9	長生村文化会館	浄化槽（機械室）	9.83	1991	鉄筋コンクリート造	2,458	0	0	3,932	6,390		－
合　計			6,042.57			1,777,736	0	0	1,797,976	3,575,712		

（３）維持管理の現状

・長生村中央公民館は、法定点検及び保守点検のほかに、日常の目視点検を行っています。修繕に関しては、更新を検討しているために安全上の問題以外の修繕は更新まで実施しません。

・長生村コミュニティセンターは日常点検を行っていないものの、施設管理委託者や施設利用者からの連絡を受けて修繕を行っています。ＪＲ八積駅舎との複合施設なので、修繕は東日本旅客鉄道株式会社との間で日程調整等が必要となるために、一般の施設よりも利用規制等の条件が生じると考えます。
修繕を行う場合の費用負担については、駅舎部分とコミュニティセンターとの住み分けが明確にできているため、東日本旅客鉄道株式会社との協議のうえ、適正な負担金額で行っています。

・長生村文化会館は法定点検及び保守点検のほか、日常の目視点検を行っています。空調設備やホールの照明設備等の不具合があれば早期に対応しています。利用者の多い施設なので安全上の問題のある修繕は最優先とし、小規模な修繕は優先順位を付けて順次行っています。

表 ５－３　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村中央公民館	2年に一度の特殊建築物法定点検及び日常の保守点検委託の他、職員による目視点検を行っています。	本館は更新予定のため、安全上、機能上問題が無い場合は修繕せずに延命させますが、安全上、機能上問題がある場合はその都度修繕を行っています。
2	長生村コミュニティセンター	点検等は特に実施していません。	管理委託者又は施設利用者からの連絡を受け、対応しています。経年による劣化は確実に進んでいて、小規模修繕にて対応をしている状態です。本施設は鉄軌道用地に隣接をしているため、外回りの修繕（線路側）については東日本旅客鉄道株式会社と協議をしながら施工の日時等の調整を行い、工事を実施しますので、大規模な修繕となると多くの規制が発生すると考えます。
3	長生村文化会館	2年に一度の特殊建築物法定点検及び日常の保守点検委託のほか、職員による目視点検をを行っています。	安全上問題のある修繕を最優先とし、それ以外は優先順位を付けて修繕を行っています。

１－２．スポーツ系施設

○本村のスポーツ施設は、長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場、藪塚球技場を有しています。
○スポーツ系施設の延床面積は約 2,200 ㎡で村全体の約５％を占めます。
○長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は同じ敷地内にあり、長生村体育館及び長生村武道館はそれぞれ年間 10,000 人以上の利用があります。
○長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は業者委託による点検を行っており、体育施設修繕計画に基づいて計画的に修繕しています。

（１）現状の機能

・スポーツ系施設の延床面積は約 2,200 ㎡で村全体の約５％を占めます。
・体育館の機能は長生村体育館のほかに、小中学校も有しています。また、長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は同じ敷地内にあります。
・藪塚球技場は野球をはじめ、様々なスポーツに対応できるよう多目的広場としても利用されています。

表 ５－４　スポーツ系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	屋内施設	体育館	長生村体育館	長生村体育館	バレーコート２面 バスケットコート１面	1,477.55
2	屋内施設	体育館	長生村体育館	ポンプ室	－	10.21
3	屋内施設	武道館	長生村武道館	長生村武道館	剣道場、柔道場各１面	569.48
4	屋内施設	武道館	長生村弓道場	長生村弓道場	６人立ち	177.62
5	屋外施設	野球場	長生村藪塚球技場	倉庫	多目的広場	19.80
合　計						2,254.66

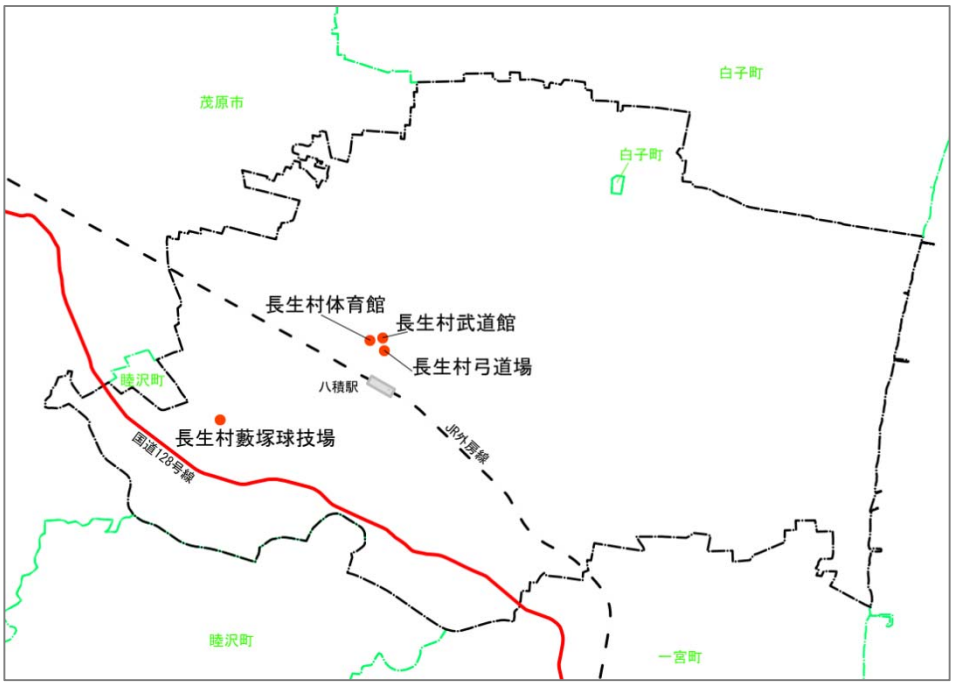

図 ５－２　スポーツ系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・長生村体育館は建築から 40 年を迎えますが、建築以来大規模改修を行っておりません。今後大規模改修工事を行う際に必要な費用は約３億円と想定されます。また同時期に建築した長生村武道館も、やはり大規模改修を行っておりません。今後大規模改修を行う際に必要な費用は約１億 2,000 万円と想定されます。

・長生村弓道場は建築から間もなく 30 年を迎え、平成 32(2020)年頃には大規模改修の時期に入ります。大規模改修に必要な費用は約 3,500 万円と想定されます。

・長生村体育館は年間約 19,000 人、長生村武道館は年間約 14,000 人と、年間を通してそれぞれ 10,000 人以上の利用があります。

表 ５-５　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生村体育館	長生村体育館	1,477.55	1977	鉄筋コンクリート造	295,510	0	531,918	0	827,428	19,438	－
2	長生村体育館	ポンプ室	10.21	1977	鉄筋コンクリート造	2,042	0	3,676	0	5,718		－
3	長生村武道館	長生村武道館	569.48	1978	鉄筋コンクリート造	113,896	0	205,013	0	318,909	13,708	－
4	長生村弓道場	長生村弓道場	177.62	1990	鉄骨造	35,524	0	0	63,944	99,468	734	－
5	長生村藪塚球技場	倉庫	19.80	1978	木造	3,960	0	7,128	0	11,088	2,379	－
合　計			2,254.66			450,932	0	747,735	63,944	1,262,611		

（３）維持管理の現状

・長生村体育館、長生村武道館、長生村弓道場は業者委託による点検のほか、職員による巡回時の目視点検を行っています。業者委託による点検内容については点検業者からの報告を受けて情報共有を図ることで施設の状態を把握しています。安全性を最優先とし、本村にて計画した体育施設修繕計画に基づき、優先順位を付けて計画的に修繕しています。

・長生村藪塚球技場は職員による巡回時の目視点検で倉庫及びグラウンド設備を点検しています。安全性を最優先として修繕を要する箇所があれば順次対応しています。

表 ５-６　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村体育館	点検は業者委託及び職員による巡回時の目視点検を実施しています。点検マニュアルはありませんが、点検業者から点検項目についての説明は随時受けて、施設の状況把握をしています。	体育施設修繕計画に基づき、優先順位を付けて計画的に修繕を行います。老朽化が進んでいるため、安全性を最優先に必要な箇所から順次対応します。
2	長生村武道館	同上	同上
3	長生村弓道場	同上	同上
4	長生村藪塚球技場	職員が巡回時に目視にて確認しています。	修繕等あればその都度対応しています。老朽化が進んでいるため、安全性を最優先に必要な箇所から順次対応しています。

１－３．産業系施設

○本村の産業系施設は、尼ヶ台農産物加工所と長生村農産物加工場を有しています。
○産業系施設の延床面積は約 200 ㎡で村全体の１％以下です。
○尼ヶ台農産物加工所、長生村農産物加工場は管理組合や利用者による目視点検と修繕要望等報告を受けて修繕対応しています。長生村農産物加工場は、今後は尼ヶ台農産物加工所との統合も計画しています。

（１）現状の機能

・産業系施設の延床面積は約 200 ㎡で村全体の１％以下になります。
・尼ヶ台農産物加工所は長生村尼ヶ台総合公園の一角に位置し、組合が管理及び利用しています。
・長生村農産物加工場の土地はＪＡから借り受けて使用しています。
・尼ヶ台農産物加工所と長生村農産物加工場は農産加工施設として本村の地場産品等を用いて特産品加工ができる設備機能を有しています。

表 ５－７　産業系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	加工施設	その他	尼ヶ台農産物加工所	尼ヶ台農産物加工所	－	155.01
2	加工施設	その他	長生村農産物加工場	長生村農産物加工場	－	35.00
合　計						190.01

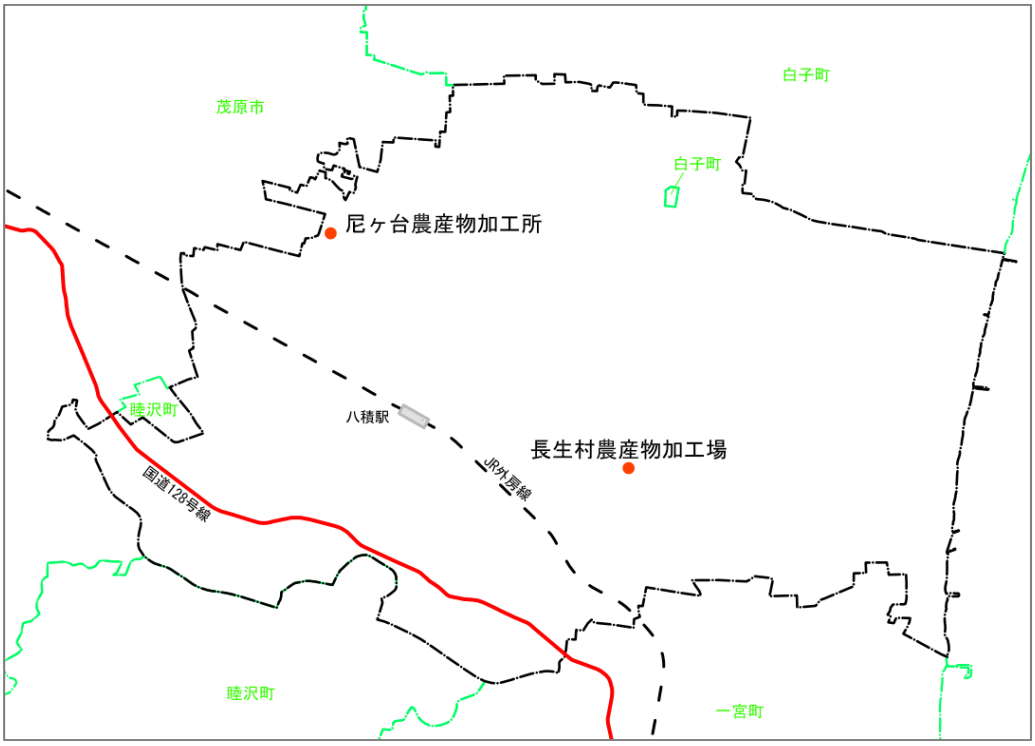

図 ５－３　産業系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・尼ヶ台農産物加工所は建築から 15 年ほどの比較的新しい建物です。平成 42(2030)年頃から大規模改修の時期に入り、必要な費用は約 4,000 万円と想定されます。尼ヶ台農産物加工所は主に管理組合が利用しています。

・長生村農産物加工場は尼ヶ台農産物加工所より少し早く、平成 32(2020)年頃より大規模改修が必要な時期に入ります。大規模改修に必要な費用は約 900 万円と想定されます。長生村農産物加工場は地域住民に味噌造り等で利用されています。

表 ５－８　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	尼ヶ台農産物加工所	尼ヶ台農産物加工所	155.01	2002	鉄骨造	0	38,753	0	0	38,753	1	－
2	長生村農産物加工場	長生村農産物加工場	35.00	1990	鉄骨造	8,750	0	0	14,000	22,750	56	－
合　計			190.01			8,750	38,753	0	14,000	61,503		

（３）維持管理の現状

・尼ヶ台農産物加工所及び長生村農産物加工場は職員による点検は行っていません。通常は組合や利用者による目視点検や修繕要望等を受けて対応しています。

・長生村農産物加工場は立地が借地ということもあり、今後は尼ヶ台農産物加工所との統合も計画しています。このことから安全上の問題以外の修繕は更新まで延期している状況です。

表 ５－９　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	尼ヶ台農産物加工所	職員による日常点検は行っていません。巡回時に目視確認程度の点検を行っています。基本的には使用者である管理組合からの連絡等で対応しています。	設備の痛みはありますが、躯体の損傷等は見られません。今後の補強工事等も勘案し、予算措置をしています。
2	長生村農産物加工場	職員による日常点検は行っていません。巡回時に目視確認程度の点検を行っています。	設備の痛みはありますが、躯体の損傷等は見られません。

１－４．学校教育系施設

○本村の学校教育系施設は、八積小学校、高根小学校、一松小学校、長生中学校を有し、災害時の指定避難所として指定されています。
○学校教育系施設の延床面積は合計約 22,000 ㎡で村全体の 45%を占め、全ての類型別施設の中で面積割合が最大となっています。
○今後 40 年間で更新費等が大きな施設は、八積小学校（普通／特別／管理教室棟、屋内運動場）、高根小学校（普通教室棟１）、長生中学校（管理教室棟）で、いずれも各棟あたり５億円を超えるものと想定されます。
○小学校及び中学校は法定点検を実施しているほか、日々業務の中での教員による目視点検等が行われています。

（１）現状の機能

・小学校は八積地区、高根地区、一松地区に１校ずつあります。
・各学校は災害時の指定避難所として指定されています。
・学校教育系施設の延床面積は合計約 22,000 ㎡で村全体の 45%を占めています。各学校の延床面積を見てみると八積小学校（約 5,600 ㎡）、高根小学校(約 5,500 ㎡)、一松小学校（約 4,400 ㎡）、長生中学校(約 6,800 ㎡）となっています。
・各学校にプール、屋内運動場、給食室を有しています。

表 5-１０　学校教育系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	学校	小学校	村立八積小学校	普通／特別／管理教室棟	―	1,662.00
2	学校	小学校	村立八積小学校	屋内運動場	―	1,019.00
3	学校	小学校	村立八積小学校	特別教室	―	430.00
4	学校	小学校	村立八積小学校	便所／機械室	―	51.00
5	学校	小学校	村立八積小学校	更衣室	―	23.00
6	学校	小学校	村立八積小学校	給食室	―	180.00
7	学校	小学校	村立八積小学校	食堂	―	395.00
8	学校	小学校	村立八積小学校	倉庫１	―	40.00
9	学校	小学校	村立八積小学校	倉庫２	―	32.00
10	学校	小学校	村立八積小学校	普通教室棟	―	1,759.00
11	学校	小学校	村立高根小学校	屋内運動場	―	711.00
12	学校	小学校	村立高根小学校	機械室／便所	―	34.00
13	学校	小学校	村立高根小学校	更衣室	―	18.00
14	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫／便所（倉庫）	―	20.00
15	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫／便所（便所）	―	10.00
16	学校	小学校	村立高根小学校	特別教室棟	―	767.00
17	学校	小学校	村立高根小学校	給食室	―	131.00
18	学校	小学校	村立高根小学校	食堂	―	270.00
19	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟１	―	1,022.00
20	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫１	―	41.00
21	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟２	―	1,111.00
22	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫２	―	5.00
23	学校	小学校	村立高根小学校	普通教室棟３	―	1,332.00
24	学校	小学校	村立高根小学校	倉庫３	―	20.00
25	学校	小学校	村立高根小学校	渡廊下	―	32.00
26	学校	小学校	村立一松小学校	普通／特別教室棟	―	842.00
27	学校	小学校	村立一松小学校	渡廊下	―	21.00
28	学校	小学校	村立一松小学校	特別教室棟	―	919.00
29	学校	小学校	村立一松小学校	機械室／便所	―	32.00
30	学校	小学校	村立一松小学校	更衣室	―	18.00
31	学校	小学校	村立一松小学校	給食室	―	140.00
32	学校	小学校	村立一松小学校	食堂	―	275.00
33	学校	小学校	村立一松小学校	トイレ１	―	44.00
34	学校	小学校	村立一松小学校	トイレ２	―	38.00
35	学校	小学校	村立一松小学校	普通教室棟	―	1,043.00
36	学校	小学校	村立一松小学校	倉庫１	―	41.00
37	学校	小学校	村立一松小学校	倉庫２	―	40.00
38	学校	小学校	村立一松小学校	屋内運動場	―	937.00
39	学校	中学校	村立長生中学校	特別教室棟１	―	747.00
40	学校	中学校	村立長生中学校	特別教室棟２	―	166.00
41	学校	中学校	村立長生中学校	機械室／便所	―	30.00
42	学校	中学校	村立長生中学校	更衣室	―	28.00
43	学校	中学校	村立長生中学校	体育倉庫	―	138.00
44	学校	中学校	村立長生中学校	給食室	―	202.00
45	学校	中学校	村立長生中学校	屋内運動場	―	1,238.00
46	学校	中学校	村立長生中学校	管理教室棟	―	4,115.00
47	学校	中学校	村立長生中学校	部室棟	―	79.50
48	学校	中学校	村立長生中学校	連絡通路	―	74.00
合　計						22,322.50

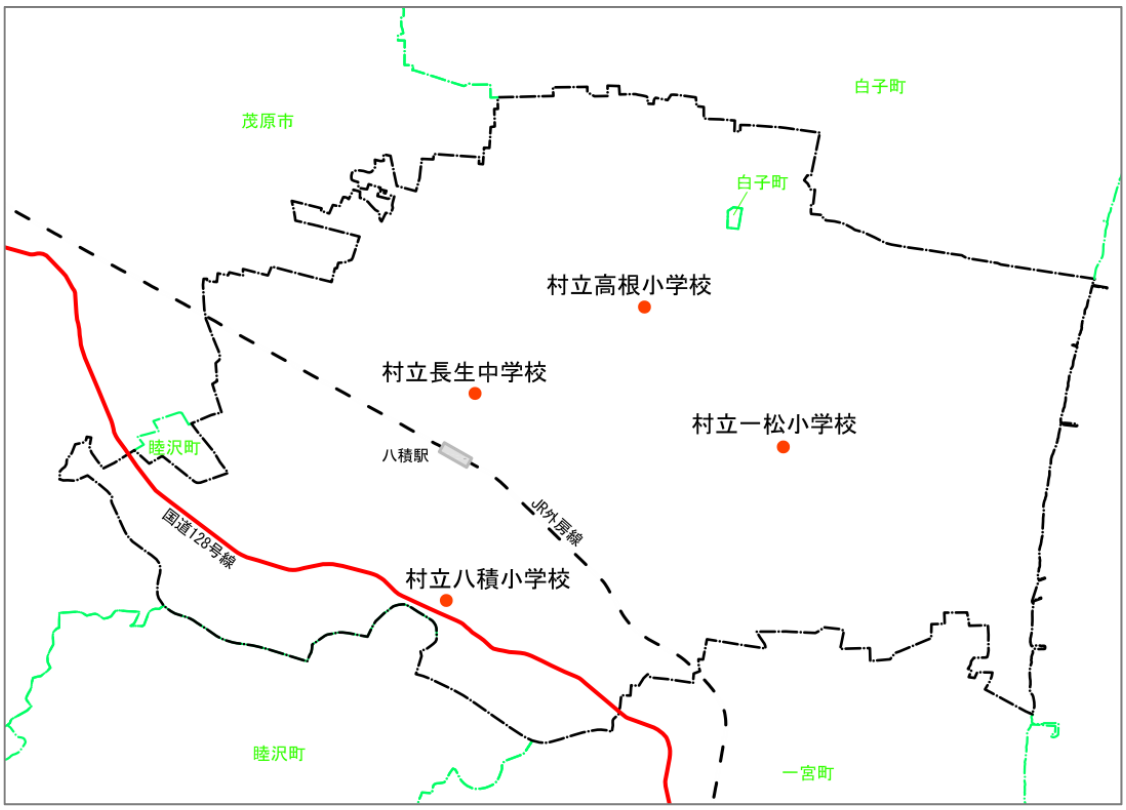

図　５－４　学校教育系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・本村の学校教育系施設には過去に大規模改修を行っていない建物が多数あります。昭和 61(1986)年以前に建築された建物は既に大規模改修が必要な時期に入っています。

・昭和 61(1986)年以降に建築された建物は、これから大規模改修の時期に入ってきます。八積小学校食堂や高根小学校普通教室棟等の比較的大きな建物もこれから大規模改修を迎えることになります。

・学校教育系施設を現在と同じ規模で維持し続けた場合、今後 40 年間で更新等に必要な費用は約 70 億円と想定されます。

・近年の児童数及び生徒数は各学校で大きな推移は無く毎年ほぼ横ばいになっています。平成 27(2015)年度前年比では、若干数ですが八積小学校に減少が見られましたが、他の３校は増加しています。

表 5－１１　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	村立八積小学校	普通／特別／管理教室棟	1,662.00	1974	鉄筋コンクリート造	0	365,640	182,820	0	548,460	263	2001
2	村立八積小学校	屋内運動場	1,019.00	1981	鉄筋コンクリート造	173,230	0	336,270	0	509,500		－
3	村立八積小学校	特別教室	430.00	1983	鉄筋コンクリート造	73,100	0	141,900	0	215,000		－
4	村立八積小学校	便所／機械室	51.00	1976	鉄骨造	8,670	0	16,830	0	25,500		－
5	村立八積小学校	更衣室	23.00	1976	鉄骨造	3,910	0	7,590	0	11,500		－
6	村立八積小学校	給食室	180.00	1986	鉄筋コンクリート造	30,600	0	0	59,400	90,000		－
7	村立八積小学校	食堂	395.00	1986	鉄筋コンクリート造	67,150	0	0	130,350	197,500		－
8	村立八積小学校	倉庫１	40.00	1983	木造	6,800	0	13,200	0	20,000		－
9	村立八積小学校	倉庫２	32.00	1981	鉄骨造	5,440	0	10,560	0	16,000		－
10	村立八積小学校	普通教室棟	1,759.00	2000	鉄筋コンクリート造	0	299,030	0	0	299,030		－
11	村立高根小学校	屋内運動場	711.00	1979	鉄筋コンクリート造	120,870	0	234,630	0	355,500	274	－
12	村立高根小学校	機械室／便所	34.00	1977	鉄骨造	5,780	0	11,220	0	17,000		－
13	村立高根小学校	更衣室	18.00	1977	鉄骨造	3,060	0	5,940	0	9,000		－
14	村立高根小学校	倉庫／便所（倉庫）	20.00	1977	鉄骨造	3,400	0	6,600	0	10,000		－
15	村立高根小学校	倉庫／便所（便所）	10.00	1987	鉄骨造	1,700	0	0	3,300	5,000		－
16	村立高根小学校	特別教室棟	767.00	1982	鉄筋コンクリート造	130,390	0	253,110	0	383,500		－
17	村立高根小学校	給食室	131.00	1982	鉄筋コンクリート造	22,270	0	43,230	0	65,500		－
18	村立高根小学校	食堂	270.00	1982	鉄筋コンクリート造	45,900	0	89,100	0	135,000		－
19	村立高根小学校	普通教室棟１	1,022.00	1987	鉄筋コンクリート造	173,740	0	0	337,260	511,000		－
20	村立高根小学校	倉庫１	41.00	1995	鉄骨造	3,485	3,485	0	4,510	11,480		－
21	村立高根小学校	普通教室棟２	1,111.00	1997	鉄筋コンクリート造	0	188,870	0	0	188,870		－
22	村立高根小学校	倉庫２	5.00	2003	木造	0	850	0	0	850		－
23	村立高根小学校	普通教室棟３	1,332.00	2004	鉄筋コンクリート造	0	226,440	0	0	226,440		－
24	村立高根小学校	倉庫３	20.00	2004	木造	0	3,400	0	0	3,400		－
25	村立高根小学校	渡廊下	32.00	2000	木造	0	5,440	0	0	5,440		－
26	村立一松小学校	普通／特別教室棟	842.00	1980	鉄筋コンクリート造	0	0	277,860	0	277,860	164	2002
27	村立一松小学校	渡廊下	21.00	1980	鉄骨造	0	0	6,930	0	6,930		2002
28	村立一松小学校	特別教室棟	919.00	1969	鉄筋コンクリート造	0	303,270	0	0	303,270		2002
29	村立一松小学校	機械室／便所	32.00	1975	鉄骨造	5,440	3,520	7,040	0	16,000		－
30	村立一松小学校	更衣室	18.00	1975	鉄骨造	3,060	1,980	3,960	0	9,000		－
31	村立一松小学校	給食室	140.00	1985	鉄筋コンクリート造	23,800	0	15,400	30,800	70,000		－
32	村立一松小学校	食堂	275.00	1985	鉄筋コンクリート造	46,750	0	30,250	60,500	137,500		－
33	村立一松小学校	トイレ１	44.00	1989	鉄筋コンクリート造	7,480	0	0	14,520	22,000		－
34	村立一松小学校	トイレ２	38.00	1992	鉄骨造	6,460	0	0	12,540	19,000		－
35	村立一松小学校	普通教室棟	1,043.00	1995	鉄筋コンクリート造	88,655	88,655	0	114,730	292,040		－
36	村立一松小学校	倉庫１	41.00	1996	鉄骨造	0	6,970	0	0	6,970		－
37	村立一松小学校	倉庫２	40.00	1997	鉄骨造	0	6,800	0	0	6,800		－
38	村立一松小学校	屋内運動場	937.00	2003	鉄筋コンクリート造	0	159,290	0	0	159,290		－
39	村立長生中学校	特別教室棟１	747.00	1963	鉄筋コンクリート造	246,510	0	0	126,990	373,500	399	1996
40	村立長生中学校	特別教室棟２	166.00	1964	鉄筋コンクリート造	36,520	18,260	0	28,220	83,000		1996
41	村立長生中学校	機械室／便所	30.00	1978	鉄骨造	5,100	0	9,900	0	15,000		－
42	村立長生中学校	更衣室	28.00	1978	鉄骨造	4,760	0	9,240	0	14,000		－
43	村立長生中学校	体育倉庫	138.00	1989	鉄骨造	23,460	0	0	45,540	69,000		－
44	村立長生中学校	給食室	202.00	1994	鉄筋コンクリート造	34,340	0	0	44,440	78,780		－
45	村立長生中学校	屋内運動場	1,238.00	2005	鉄筋コンクリート造	0	105,230	105,230	0	210,460		－
46	村立長生中学校	管理教室棟	4,115.00	2011	鉄筋コンクリート造	0	0	699,550	0	699,550		－
47	村立長生中学校	部室棟	79.50	2011	木造	0	0	13,515	0	13,515		－
48	村立長生中学校	連絡通路	74.00	1987	鉄筋コンクリート造	12,580	0	0	24,420	37,000		－
合　計			22,322.50			1,424,410	1,787,130	2,531,875	1,037,520	6,780,935		

（３）維持管理の現状

・小学校及び中学校は法定点検を実施しているほか、日々業務の中で点検手引きを参考にしながら教員による目視点検等が行われています。

・本村では学期ごとに教員からの管理状況報告を受けて、次回の修繕箇所選定及びその修繕を行っています。安全性確保を最優先に考え、緊急を要する修繕は早期対応しています。

表 ５－１２　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	村立八積小学校	点検は文部科学省の手引きを参照に教員が実施しています。教員から、学期ごとに管理状況報告を受け、学校施設担当課内で次年度修繕箇所を検討します。今後は通常点検に加え、点検を業務委託して外部の目を入れることも併せて検討します。	安全性確保を最優先に考慮しながら、修繕箇所の優先順位を各学校単位に設定し、順次整備していきます。緊急修繕は早期対応します。
2	村立高根小学校	同上	同上
3	村立一松小学校	同上	同上
4	村立長生中学校	同上	同上

１−５．子育て支援系施設

〇本村の子育て支援系施設は八積保育所、高根保育所、一松保育所、八積学童保育所、高根学童保育所を有しています。
〇子育て支援系施設の延床面積は約 3,000 ㎡で村全体の約６％を占めます。
〇各保育所の点検は、委託及び職員による目視点検を行っています。
〇保育所を統廃合し、こども園の設立が検討されているため、現時点では小規模な修繕を優先し、大規模な修繕等は行っていません。また、統廃合後の施設の利活用方法についても検討する必要があります。

（１）現状の機能

・保育所は八積地区、高根地区、一松地区に１施設ずつあります。
・子育て支援系施設の延床面積は約 3,000 ㎡で村全体の約６％を占めます。
・八積学童保育所、高根学童保育所は小学校敷地内にあります。一松学童保育所は長生農業協同組合から借用している長生ふれあい館で保育を実施しています。

表 ５−１３　子育て支援系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	幼保・こども園	保育所	村立八積保育所	八積保育所	−	1,059.60
2	幼保・こども園	保育所	村立八積保育所	ガス貯蔵庫	−	13.88
3	幼保・こども園	保育所	村立八積保育所	ポンプ室	−	6.48
4	幼保・こども園	保育所	村立八積保育所	倉庫	−	14.58
5	幼保・こども園	保育所	村立高根保育所	高根保育所１	−	414.64
6	幼保・こども園	保育所	村立高根保育所	高根保育所２	−	545.10
7	幼保・こども園	保育所	村立高根保育所	屋外倉庫	−	19.87
8	幼保・こども園	保育所	村立一松保育所	一松保育所１	−	405.45
9	幼保・こども園	保育所	村立一松保育所	一松保育所２	−	368.62
10	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小学童保育所	−	64.99
11	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小学童保育所（増築分）	−	6.50
12	幼児・児童施設	こどもの家等	八積学童保育所	八積小第二学童保育所	−	106.00
13	幼児・児童施設	こどもの家等	高根学童保育所	高根小学童保育所	−	86.92
合　計						3,112.63

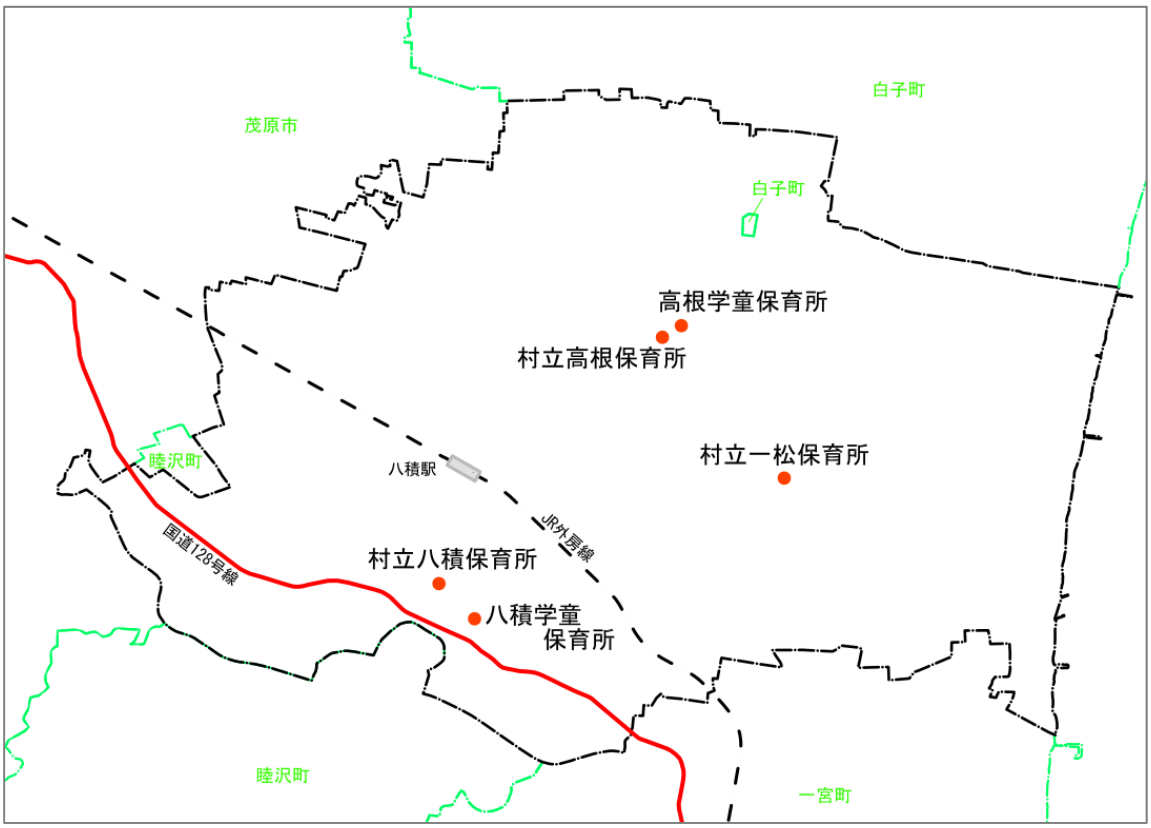

図　5－5　子育て支援系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・八積保育所は平成 37(2025)年頃より大規模改修時期に入ります。改修費用は約１億 8,000 万円を要すると想定されます。

・高根保育所の高根保育所１は平成 32(2020)年頃から、高根保育所２は平成 47(2035)年頃からそれぞれ大規模改修時期に入ります。大規模改修を行う際に必要な費用は、高根保育所１が約 7,000 万円、高根保育所２が約 9,000 万円と想定されます。

・一松保育所は、一松保育所１、一松保育所２が大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修を行う際に必要な費用は、一松保育所１で約 7,000 万円、一松保育所２で約 7,000 万円と想定されます。

・八積学童保育所と高根学童保育所は建築時期が近いので、同じ時期に大規模改修を迎えます。平成 42(2030)年頃から大規模改修を迎えますが、大規模改修を行う際に必要な費用は、八積学童保育所が約 1,000 万円、高根学童保育所が約 1,500 万円と想定されます。八積第二学童保育所はまだ建築から浅いので平成 52(2040)年頃に大規模改修を迎えます。

・近年の各保育所の利用者数は、少子化の影響からか定員を下回る傾向となっていますが、３歳未満の利用者数は増加しています。また、学童保育所の利用者数は増加傾向にあります。

表 ５－１４　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	村立八積保育所	八積保育所	1,059.60	1997	鉄筋コンクリート造	0	180,132	0	0	180,132	126	－
2	村立八積保育所	ガス貯蔵庫	13.88	1997	不明	0	2,360	0	0	2,360		－
3	村立八積保育所	ポンプ室	6.48	1997	不明	0	1,102	0	0	1,102		－
4	村立八積保育所	倉庫	14.58	1997	不明	0	2,479	0	0	2,479		－
5	村立高根保育所	高根保育所１	414.64	1990	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	70,489	0	0	136,832	207,321	132	－
6	村立高根保育所	高根保育所２	545.10	2003	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	0	92,667	0	0	92,667		－
7	村立高根保育所	屋外倉庫	19.87	2003	木造	0	3,378	0	0	3,378		－
8	村立一松保育所	一松保育所１	405.45	1976	鉄筋コンクリート造	68,927	0	133,799	0	202,726	84	－
9	村立一松保育所	一松保育所２	368.62	1986	鉄筋コンクリート造	62,666	0	0	121,645	184,311		－
10	八積学童保育所	八積小学童保育所	64.99	2002	鉄骨造	0	11,049	0	0	11,049	53	－
11	八積学童保育所	八積小学童保育所（増築分）	6.50	2009	木造	0	0	1,105	0	1,105		－
12	八積学童保育所	八積小第二学童保育所	106.00	2012	木造	0	0	18,020	0	18,020		－
13	高根学童保育所	高根小学童保育所	86.92	2003	鉄骨造	0	14,777	0	0	14,777	53	－
合　計			3,112.63			202,082	307,944	152,924	258,477	921,427		

（３）維持管理の現状

・八積保育所、高根保育所、一松保育所の点検は消防及び電気等の設備点検を委託して行っています。ほかに日々業務の中で職員による目視点検を行っています。

・老朽化による保育所の修繕は年々増加傾向にありますが、保育所を統廃合し、こども園の設立が検討されているため、大きな支出を伴う改修工事等は行っていません。安全性に問題のある修繕が生じた場合は、安全性確保を最優先に早期修繕を行っています。

・八積学童保育所と高根学童保育所の点検は、日々業務の中での職員による目視点検を行っています。

・八積学童保育所と高根学童保育所は現時点での大きな破損等問題箇所はありませんが、安全性確保を最優先に早期修繕を行っています。

表 ５−１５　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	村立八積保育所	消防、電気等設備は委託して点検しています。建物本体は日々業務の中で職員による目視点検を実施しています。	老朽化による傷みは年々増加傾向にありますが（サビ、塗装、電気等）、安全性確保に向けて修繕等を実施しています。
2	村立高根保育所	同上	同上
3	村立一松保育所	同上	同上
4	八積学童保育所	消防、電気等設備は委託して点検しています。建物本体は日々業務の中で職員による目視点検を実施しています。	現状破損箇所等も無く、修繕は行っていませんが、問題箇所が生じた場合は安全性確保に向けて早期修繕等を実施します。
5	高根学童保育所	同上	同上

１－６．保健福祉系施設

○本村の保健福祉系施設は、長生村総合福祉センター、長生村保健センターを有し、災害時の福祉避難所として指定されています。
○長生村総合福祉センターは老人福祉センターと地域福祉センターで構成されている施設で、会議室やステージを備えた集会室といった機能があり、年間約 2,000 人が利用しています。
○長生村保健センターでは各種検診や健康相談等を行っています。

（１）現状の機能

・保健福祉系施設の延床面積は約 2,300 ㎡で村全体の約５％を占めます。
・長生村総合福祉センター及び長生村保健センターは災害時の福祉避難所として指定されています。
・長生村総合福祉センターは１階が老人福祉センター、２階が地域福祉センターとなっている施設で、会議室やステージを備えた集会室、浴室といった機能を有しています。
・長生村保健センターでは検診室や相談室を有し、各種検診や健康相談等の保健事業が行われています。

表 ５－１６　保健福祉系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	高齢福祉施設	地域包括支援センター等	長生村総合福祉センター	長生村総合福祉センター	１階老人福祉センター ２階地域福祉センター	878.67
2	高齢福祉施設	地域包括支援センター等	長生村総合福祉センター	機械室	－	36.00
3	保健施設	保健所等	長生村保健センター	長生村保健センター	－	1,408.89
合　計						2,323.56

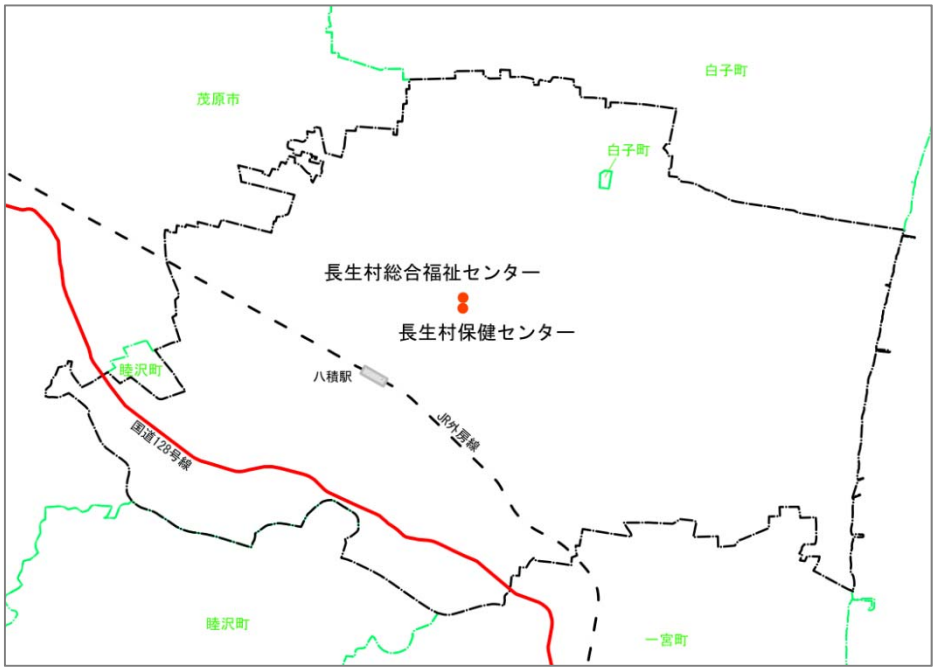

図 ５－６　保健福祉系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・長生村総合福祉センターは昭和 58(1983)年に建築され、約 30 年が経過しました。建築以来大規模改修等を行っていないため、大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修を行う際に必要な費用は約２億円と想定されます。長生村総合福祉センターは年間約 2,000 人の利用者があります。

・長生村保健センターの大規模改修の時期は平成 37(2025)年頃になります。大規模改修に必要な費用は約３億円と想定されます。

表 ５－１７　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生村総合福祉センター	長生村総合福祉センター	878.67	1983	鉄筋コンクリート造	175,734	0	316,322	0	492,056	2,039	－
2	長生村総合福祉センター	機械室	36.00	1983	鉄筋コンクリート造	7,200	0	12,960	0	20,160		－
3	長生村保健センター	長生村保健センター	1,408.89	1996	鉄筋コンクリート造	0	281,778	0	0	281,778	－	－
合　計			2,323.56			182,934	281,778	329,282	0	793,994		

（３）維持管理の現状

・長生村総合福祉センターの点検は、特殊建築物の法定点検及び職員による目視点検等を行っています。安全性確保を最優先とし、問題箇所は早期修繕しています。

・長生村保健センターの点検は、消防及び電気等の設備点検を委託して行っています。ほかに建物本体の点検は、日々業務の中で職員による目視点検等を行っています。

表 ５－１８　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村総合福祉センター	職員による目視点検及び建築基準法に基づき特殊建築物の定期調査を実施しています。	目視点検或いは定期調査結果で修繕等必要な箇所が見つかれば、その都度修繕を行います。安全性を最優先とし、安全性に問題がある箇所及び軽微な修繕に関しては早急に対応しています。
2	長生村保健センター	同上	同上

１－７．行政系施設

○本村の行政系施設は、役場庁舎を有しています。
○行政系施設の延床面積は約 3,600 ㎡で村全体の約７％を占めています。
○役場庁舎は日々業務を行う事務室のほか、会議室、展示ホール、議場等を有しています。平成 32(2020)年度までは庁舎修繕計画を準拠して順次修繕を行っています。

（１）現状の機能

・行政系施設の延床面積は約 3,600 ㎡で村全体の約７％を占めています。
・役場庁舎には会議室、展示ホール、議場といった機能を有しています。

表　５－１９　行政系施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	庁舎等	庁舎等	長生村役場	役場庁舎	会議室、展示ホール、議場	3,038.34
2	庁舎等	庁舎等	長生村役場	車庫（Ａ棟）	－	214.00
3	庁舎等	庁舎等	長生村役場	車庫（Ｂ棟）	－	156.00
4	庁舎等	庁舎等	長生村役場	西側車庫（２階倉庫付き）	－	144.00
5	庁舎等	庁舎等	長生村役場	外部トイレ	－	24.30
6	庁舎等	庁舎等	長生村役場	プロパン庫	－	4.63
7	庁舎等	庁舎等	長生村役場	ゴミ集積所	－	18.00
8	庁舎等	庁舎等	長生村役場	ポンプ室	－	8.00
合　計						3,607.27

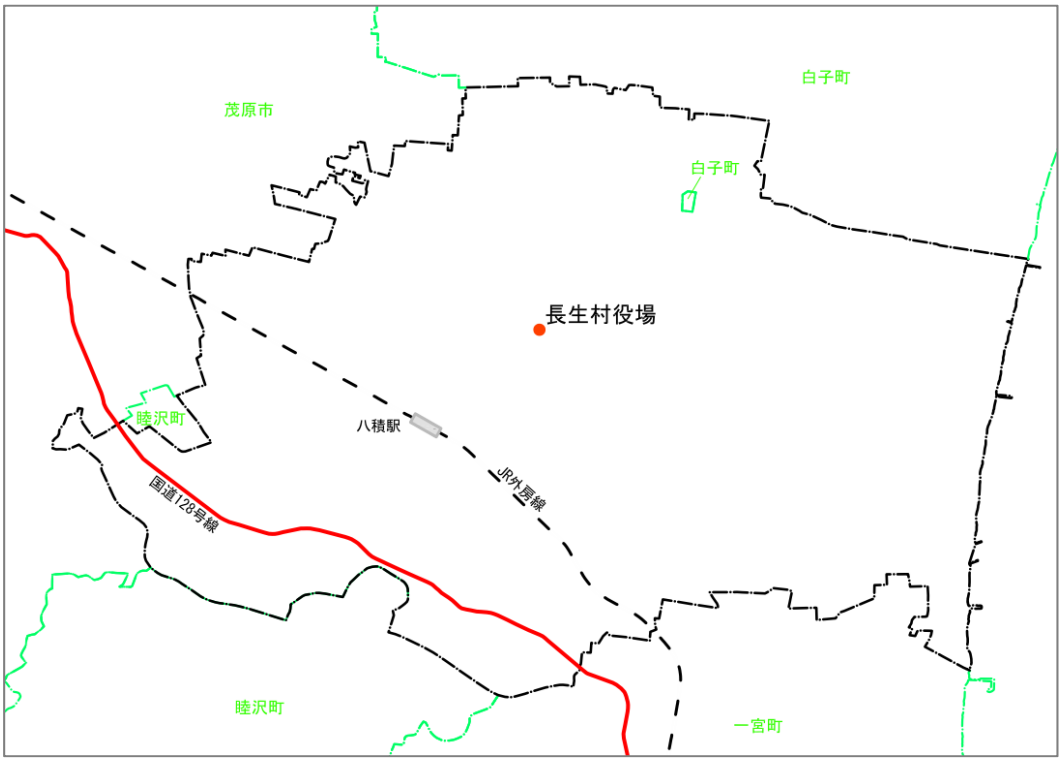

図　５－７　行政系施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・役場庁舎は昭和 60(1985)年に建築され現在までに約 30 年が経過しましたが建築以来大規模改修を行っていません。今後大規模改修に要する費用として約 7 億 6,000 万円が想定されます。庁舎と付属建物を現在と同じ規模で維持し続けた場合、今後 40 年間で必要な費用は約 25 億円となります。役場敷地内にある車庫等の付属建物も庁舎と同時期に建築されたものが多く、庁舎と同じ時期に改修や更新といった時期を迎えることになります。

表 ５－２０　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生村役場	役場庁舎	3,038.34	1985	鉄骨鉄筋コンクリート造	759,585	0	405,112	810,224	1,974,921	－	－
2	長生村役場	車庫（Ａ棟）	214.00	1986	鉄筋コンクリート造	53,500	0	0	85,600	139,100		－
3	長生村役場	車庫（Ｂ棟）	156.00	1986	鉄筋コンクリート造	39,000	0	0	62,400	101,400		－
4	長生村役場	西側車庫（２階倉庫付き）	144.00	1987	鉄骨造	36,000	0	0	57,600	93,600		－
5	長生村役場	外部トイレ	24.30	1997	木造	0	6,075	0	0	6,075		－
6	長生村役場	プロパン庫	4.63	1985	ブロック造	1,158	0	618	1,235	3,011		－
7	長生村役場	ゴミ集積所	18.00	1985	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	4,500	0	2,400	4,800	11,700		－
8	長生村役場	ポンプ室	8.00	1985	不明	2,000	0	1,067	2,134	5,201		－
合　計			3,607.27			895,743	6,075	409,197	1,023,993	2,335,008		

（３）維持管理の現状

・役場庁舎の点検は委託による点検及び日々業務の中で職員による目視点検等を実施しています。

・平成 32(2020)年度までは庁舎修繕計画に準拠して毎年部分的に修繕を行っています。平成 33(2021)年度以降については再び庁舎修繕計画を立てて、計画に準拠して修繕を行います。

表 ５－２１　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村役場	点検は業者委託及び職員による日々業務の中での目視点検を実施しています。点検マニュアルはありません。躯体の点検は庁舎修繕計画を策定した際に確認を行い、現状では問題ありませんでした。	平成32(2020)年度までは庁舎修繕計画に従って、毎年1箇所ずつ修繕を行います。平成33(2021)年度以降は再び修繕計画を立て、計画に従って修繕を行う予定です。安全上又は設備等の機能上問題がある修繕は、他の施設より優先的に修繕を行います。村内中枢施設であり、安全性の確保、美観等については今後も特に注意を払っていきます。

１－８．公営住宅

○本村の公営住宅は、村営住宅を有しています。
○一号棟及び二号棟の２棟から成り、昭和 56(1981)年～昭和 57(1982)年にかけて建築された集合住宅です。耐震基準はクリアしていますが、老朽化による傷み等が出始めています。
○今後、大きな支出を伴う修繕等が生じる可能性もあるため、施設の運営方法の見直し等を図り、施設維持に関する方向性を再検討することが必要となります。

（１）現状の機能

・公営住宅の延床面積は約 800 ㎡で村全体の約２％を占めます。
・村営住宅は、昭和 56(1981)年～昭和 57(1982)年にかけて建築された２階建ての集合住宅で、一号棟及び二号棟の２棟で構成されています。また、敷地の一部は借地となっています。
・住宅には９世帯 19 人が居住しています。（平成 27(2015)年度実績）
・建物自体は耐震基準をクリアしているものの、漏水等の老朽化が進行しています。

表 ５－２２　公営住宅一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	公営住宅	公営住宅	村営住宅	村営住宅一号棟	－	389.52
2	公営住宅	公営住宅	村営住宅	村営住宅二号棟	－	389.52
合　計						779.04

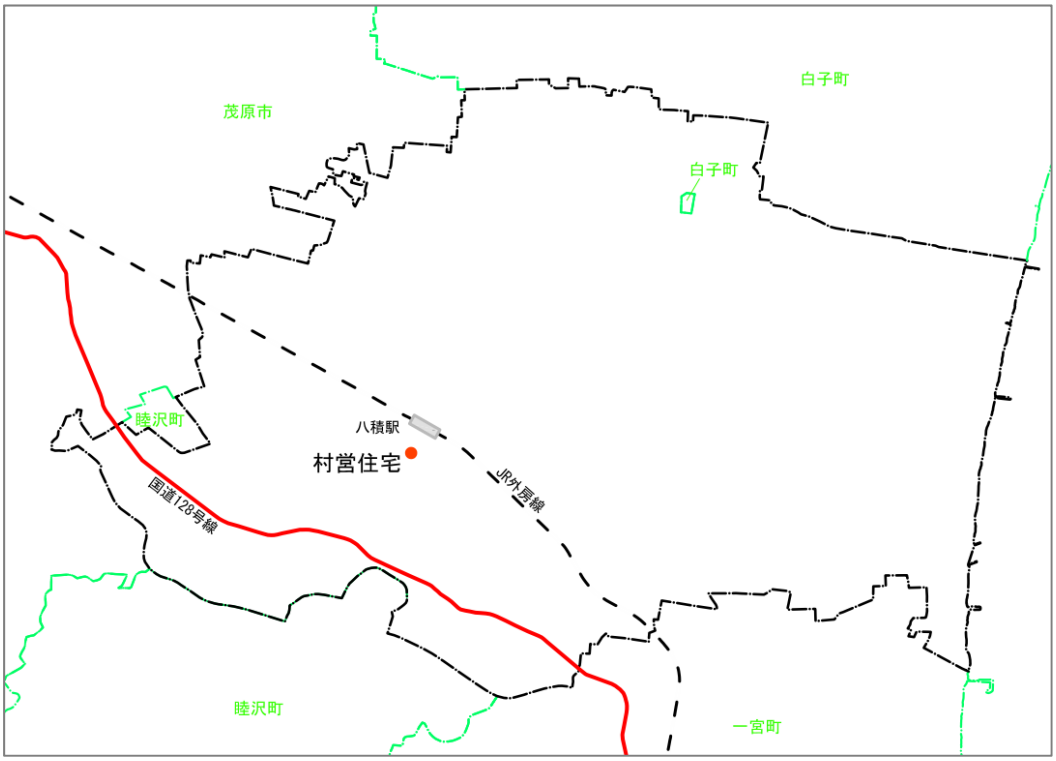

図 ５－８　公営住宅の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・両棟は建築からこれまでに大規模改修等を行ってきていません。建築から既に 30 年を超えているため、建物自体は大規模改修を要する時期に入っています。大規模改修を行った場合の費用はそれぞれ約 6,600 万円ずつ必要と試算されています。老朽化による漏水や屋根の不具合等が一部出始めています。

表 ５−２３　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数（人）	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	村営住宅	村営住宅一号棟	389.52	1981	木造モルタル	66,219	0	109,066	0	175,285	18	－
2	村営住宅	村営住宅二号棟	389.52	1982	木造モルタル	66,219	0	109,066	0	175,285		－
合　計			779.04			132,438	0	218,132	0	350,570		

（３）維持管理の現状

・村営住宅の点検は、職員の目視による外装点検のほか、住民への聞き取りや空室の立ち入り点検等を行っています。

・住人からの要望や情報提供等により修繕対応しています。現時点では小規模な修繕を中心に対応しています。しかし、今後大規模な修繕等が必要となる劣化が生じた場合は、経年による老朽化の進行具合及び躯体へ与える影響等を勘案し、修繕等は行わずに新たな運営方法等について再検討することが必要です。

表 ５−２４　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	村営住宅	目視による外装点検のほか、住民聞き取りや空室の室内点検を行っています。点検マニュアルや専門業者による点検は行っていません。	雨漏りや屋根修繕等、破損した箇所をその都度修繕していますが、空室に関しては修繕していない部分もあり、他の部屋及び躯体への影響が懸念されます。安全性に問題が生じた場合は使用を中止し、早期修繕又は施設の廃止等も含めて検討します。

１－９．公園

○本村の公園は、長生村尼ヶ台総合公園、城之内第一公園、城之内第二公園を有しています。
○長生村尼ヶ台総合公園は管理棟に会議室機能を有し、またヘリポート機能も有した災害時の指定避難所としても指定されています。管理棟はシルバー人材センターの事務所として使用され、また公園の維持管理等もシルバー人材センターに委託しています。施設の点検も維持管理の中で行ってもらっています。
○長生村尼ヶ台総合公園を年間 60,000 人以上の人が利用しています。
○城之内第一公園と城之内第二公園は一松地区の沿岸にある公園で、敷地面積が 6,000 ㎡を超える大型公園です。

（１）現状の機能

・長生村尼ヶ台総合公園は公園機能、運動施設の機能及びヘリポートの機能を併せ持つ総合公園として災害時の指定避難所として指定されています。
・長生村尼ヶ台総合公園管理棟はシルバー人材センターの事務所として使用されています。また会議室機能も有しており、自治会の会合等にも使用されています。
・一松地区には城之内第一公園と城之内第二公園があります。周囲の宅地開発時に譲渡された公園で、敷地面積は両公園とも 6,000 ㎡を超える大型公園です。

表 ５－２５　公園の施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	管理事務所	－	211.00
2	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	観光公衆トイレ	－	49.27
3	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	倉庫	－	34.00
4	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ（山の下）	－	24.96
5	公園	管理棟等	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ（野球場）	－	7.20
6	公園	その他	城之内第一公園	トイレ	－	3.00
7	公園	その他	城之内第二公園	トイレ	－	3.00
合　計						332.43

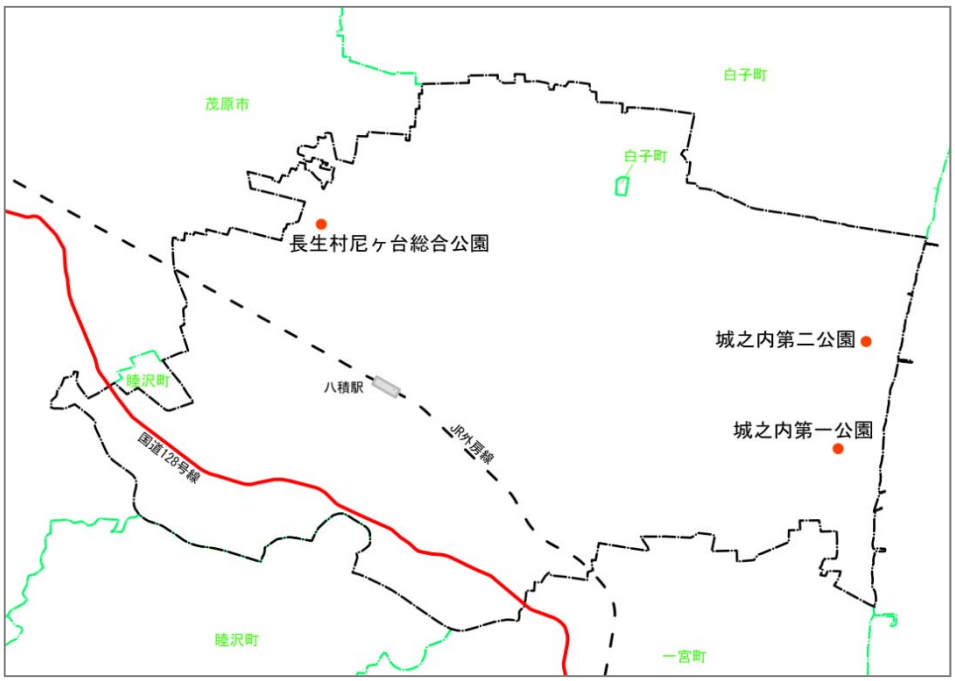

図 5－9　公園の分布

（2）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・長生村尼ヶ台総合公園の管理事務所は、平成 29(2017)年度から大規模改修が必要な時期に入ります。大規模改修に必要な費用は約 3,600 万円と想定されます。

・長生村尼ヶ台総合公園にあるトイレ等の建物は管理事務所と同時期の建築であるため、大規模改修の時期は管理事務所と重なります。平成 24(2012)年に建築した観光公衆トイレは比較的新しい建物なので、大規模改修は平成 52(2040)年頃まで先になります。

・城之内第一公園及び城之内第二公園のトイレは大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修に必要な費用はそれぞれ約 500 万円ずつと想定されます。

・長生村尼ヶ台総合公園の年間利用者数は 60,000 人を超えています。

表 5－26　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生村尼ヶ台総合公園	管理事務所	211.00	1987	鉄骨鉄筋コンクリート造	35,870	0	0	69,630	105,500	62,660	－
2	長生村尼ヶ台総合公園	観光公衆トイレ	49.27	2012	木造	0	0	8,376	0	8,376		－
3	長生村尼ヶ台総合公園	倉庫	34.00	1987	鉄骨鉄筋コンクリート造	5,780	0	0	11,220	17,000		－
4	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ（山の下）	24.96	1987	鉄骨造	4,244	0	0	8,237	12,481		－
5	長生村尼ヶ台総合公園	トイレ（野球場）	7.20	1987	鉄骨造	1,224	0	0	2,376	3,600		－
6	城之内第一公園	トイレ	3.00	1986	コンクリートブロック造	510	0	0	990	1,500	－	－
7	城之内第二公園	トイレ	3.00	1986	コンクリートブロック造	510	0	0	990	1,500	－	－
合　計			332.43			48,138	0	8,376	93,443	149,957		

（３）維持管理の現状

・長生村尼ヶ台総合公園の建物点検はシルバー人材センターに依頼しています。点検マニュアル等はありませんが、日々巡回による目視点検にて確認をしてもらい、修繕を要する箇所があればシルバー人材センターから本村への報告を受けて修繕対応しています。

・城之内第一公園、城之内第二公園の建物点検は管理団体に依頼しています。点検マニュアル等はありませんが、日々巡回による目視点検にて確認をしてもらい、修繕を要する箇所があれば管理団体から本村への報告を受けて修繕対応しています。

表 ５−２７　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生村尼ヶ台総合公園	公園内の日々点検はシルバー人材センターに依頼しています。点検マニュアルはありません。修繕等あればシルバー人材センターからの報告を受け対応しています。	安全性に問題がある場合は使用を中止し、早期修繕で対応します。
2	城之内第一公園	管理団体からの報告を受け、対応しています。	安全性に問題がある場合は使用を中止し、早期修繕で対応します。
3	城之内第二公園	同上	同上

１－１０．供給処理施設

○本村の供給処理施設は、長生浄化センターを有しています。
○平成９(1997)年に建築された長生村浄化センターは、平成 39(2027)年頃から大規模改修時期に入り、その改修費用は約５億 700 万円と想定されます。
○点検は委託による点検を行っており、点検後は随時報告を受けて情報共有を図っています。海岸沿いにある施設なので、塩害等にも十分注意して点検しています。部品の保全は長寿命化計画の中で検討しており、管理委託業者との協議により予防保全的に修繕及び交換をしています。

（１）現状の機能

・供給処理施設の延床面積は約 2,500 ㎡で村全体の約５％を占めます。
・長生浄化センターは平成９(1997)年に建築され約 20 年が経過しています。現在は３池で長生村の東部から役場周辺の処理区を対応していますが、機能的に７池まで対応することが可能であることから、将来的には本村全域まで処理区の拡大を図っています。

表 ５－２８ 供給処理施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	供給処理施設	浄化センター	長生浄化センター	管理棟	－	2,534.97
合 計						2,534.97

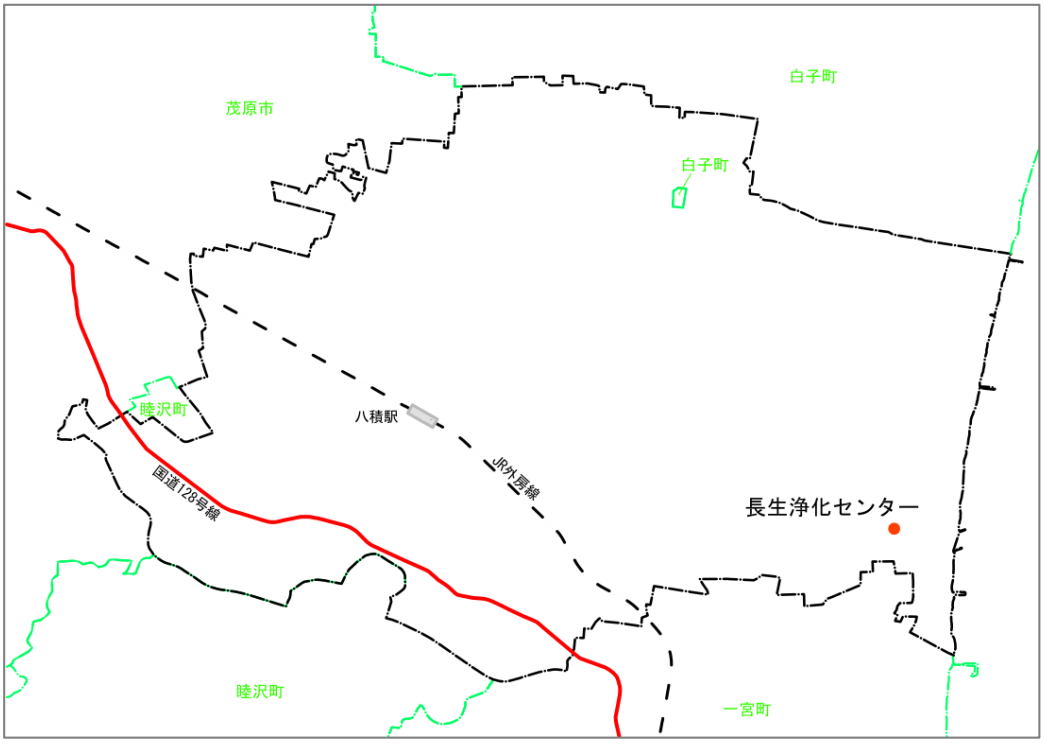

図 ５－１０ 供給処理施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・平成９(1997)年に建築された長生浄化センターは建築から約 20 年が経過し、平成39(2027)年頃から大規模改修が必要な時期に入ります。大規模改修に要する費用は約５億 700 万円と想定されます。

表 ５−２９　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	長生浄化センター	管理棟	2,534.97	1997	鉄筋コンクリート造	0	506,994	0	0	506,994	－	－
合　計			2,534.97			0	506,994	0	0	506,994		

（３）維持管理の現状

・長生浄化センターは施設常駐業者へ委託して点検を行っており、点検後は業者から口頭及び月報での報告を受けて情報共有を図っています。職員も定期的に施設を巡回し、外壁の状態や内部の漏水、壁ひび等を目視にて点検しています。海岸沿いにある施設なので塩害等にも十分注意しています。修繕が生じた場合は業者と職員とで協議を行い、不具合を修繕しています。部品の保全については長寿命化計画の中で検討しており、管理委託業者との協議により予防保全的に修繕及び交換をしています。

表 ５−３０　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	長生浄化センター	常駐業者による点検等の報告を受けて、職員も概ね週に一度は目視にて確認しています。また職員からも業者側に連絡し、情報の共有を図っています。今後は業者が変わっても同じ報告をさせる予定です。海岸沿いにある施設ですが、躯体の目立つような傷みはないものの、設備の方は定期的な修繕が必要となりますので、次期長寿命化計画を策定する時に点検マニュアル作成も視野に入れて検討します。	部品の保全については長寿命化計画で検討していますので、管理委託業者からの報告により、修繕が必要になった時はその都度対応し、修繕します。今後の修繕等については、主要な施設・設備は長寿命化計画に基づいて改修又は更新を図ることを前提とします。

１−１１．その他

○本村のその他の施設は、一松海岸トイレ、津波避難施設（築山公園、一松北部コミュニティセンター）、倉庫、旧千葉県立長生高等技術専門校、農産物直売所といった前述の類型に当てはまらない施設を有しています。
○一松海岸トイレは主に夏場の海水浴場利用者のために設置された施設で、海岸南側と北側に１棟ずつあります。
○津波避難施設は近年村内３ヶ所に設置された施設です。建物はトイレのほか、鷲地区には一松北部コミュニティセンターといった大型の建物があります。
○旧千葉県立長生高等技術専門校は廃校となった現在、建物は使用していません。跡地利用等も含めて今後の利活用について幅広い分野での検討を行っています。

（１）現状の機能

・一松海岸トイレは主に夏場の海水浴場利用者のために設置された施設で、海水浴場南側と北側に１棟ずつあります。
・津波避難施設は東日本大震災の教訓を基に本村内に３ヶ所設置されました。津波避難施設にはトイレのほか、鷲地区には災害時の指定避難所として指定されている一松北部コミュニティセンターがあります。
・岩沼倉庫、塩浜倉庫は本村が使用している倉庫で、備品、工事資材、機械等を格納しています。
・旧千葉県立長生高等技術専門校は、廃校となった現在、建物は使用していません。本村ではこの施設を普通財産と位置付け、この敷地を企業誘致等に有効活用したいと考えます。そのため、現存する建物を取り壊し、今後の利活用について幅広い分野の中で検討を行っていくことが必要です。

表 5-３１　その他の施設一覧

No.	中分類	小分類	施設名称	建物名称	具体的な施設	延床面積（㎡）
1	その他	公衆便所等	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ（南側）	－	51.00
2	その他	公衆便所等	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ（北側）	－	31.69
3	その他	津波避難施設	竜宮台築山公園	竜宮台築山公園トイレ	－	7.23
4	その他	津波避難施設	城之内築山公園	城之内築山公園トイレ	－	12.50
5	その他	津波避難施設	一松北部コミュニティセンター	一松北部コミュニティセンター	－	537.02
6	その他	津波避難施設	一松北部コミュニティセンター	一松北部コミュニティセンタートイレ	－	7.23
7	その他	その他	岩沼倉庫	倉庫	－	66.00
8	その他	その他	塩浜倉庫	塩浜倉庫	－	14.00
9	その他	その他	塩浜倉庫	塩浜倉庫２	－	42.00
10	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	管理棟	－	1,372.79
11	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	実習棟１	－	985.25
12	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	実習棟２	－	821.99
13	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	実習棟渡廊下	－	126.35
14	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	実習棟便所	－	23.46
15	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	実習棟酸素ボンベ小屋	－	6.55
16	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	衛生機具取付棟	－	14.90
17	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	寄宿舎	－	530.28
18	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	寄宿舎ボイラー室	－	7.77
19	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	物置場	－	7.09
20	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	運動用具庫１	－	5.53
21	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	運動用具庫２	－	6.62
22	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	建設機械車庫	－	537.51
23	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	油倉庫	－	6.00
24	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	待機小屋	－	9.93
25	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	電気工事実習家屋	－	33.53
26	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	自転車置場	－	41.21
27	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	プロパンボンベ庫	－	9.30
28	その他	その他	旧千葉県立長生高等技術専門校	消火栓設備小屋	－	8.99
合　計						5,323.72

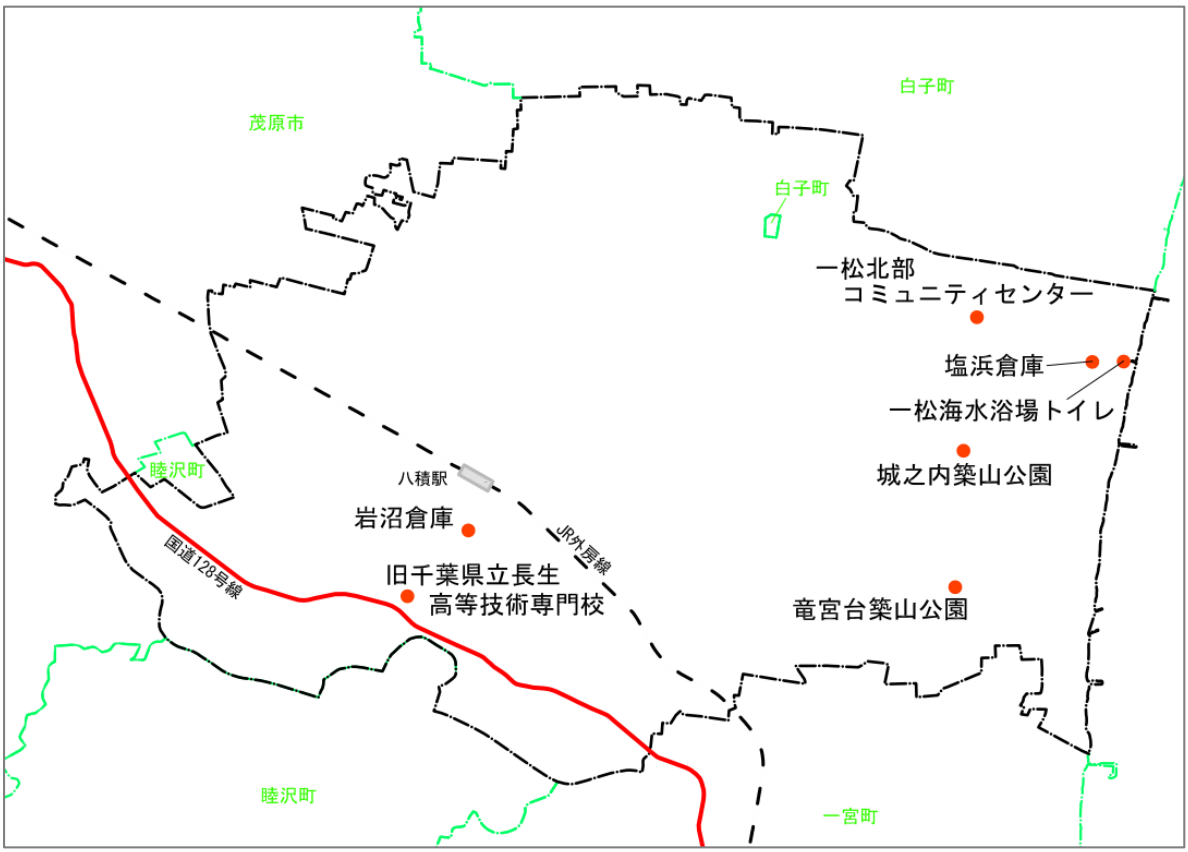

図　５－１１　その他の施設の分布

（２）将来の更新費、利用状況、老朽化の状況

・一松海岸トイレは２棟あり、平成 21(2009)年と平成 23(2011)年に建築された観光客向けトイレです。平成 51(2039)年頃から大規模改修を要する時期に入り、その改修費用は南側トイレで約 1,000 万円、北側トイレで約 600 万円と想定されます。海水浴場のトイレなので主に夏季に利用の多い建物です。

・津波避難施設は比較的新しい施設なので、大規模改修の時期は平成 57(2045)年頃からになります。鷲地区にある一松北部コミュニティセンターは延床面積が大きな建物なので、改修にも費用を要するとされ、およそ１億 800 万円と想定されます。

・岩沼倉庫は平成 39(2027)年頃から大規模改修の時期に入り、その改修費用は約 1,300 万円と想定されます。

・塩浜倉庫は建築以来大規模改修を行っていません。建築から 30 年を超え、既に大規模改修が必要な時期に入っています。大規模改修を行った場合、その改修費用は約 300 万円と想定されます。塩浜倉庫２は大規模改修の時期が平成 37(2025)年頃から始まり、その改修費用は約 800 万円と想定されます。

表 ５-３２　各施設の現状データ

No.	施設名称	建物名称	延床面積（㎡）	取得年次	構造	時期別更新等費用（千円）				合計額（千円）	直近３年平均利用者数(人)	大規模改修年度
						2016～2025年	2026～2035年	2036～2045年	2046～2055年			
1	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ（南側）	51.00	2009	鉄骨造	0	0	10,200	0	10,200	－	－
2	一松海水浴場トイレ	海水浴場トイレ（北側）	31.69	2011	鉄筋コンクリート造	0	0	6,338	0	6,338	－	－
3	竜宮台築山公園	竜宮台築山公園トイレ	7.23	2015	鉄筋コンクリート造	0	0	723	723	1,446	－	－
4	城之内築山公園	城之内築山公園トイレ	12.50	2015	鉄筋コンクリート造	0	0	1,250	1,250	2,500	－	－
5	一松北部コミュニティセンター	一松北部コミュニティセンター	537.02	2015	鉄筋コンクリート造	0	0	53,702	53,702	107,404	－	－
6	一松北部コミュニティセンター	一松北部コミュニティセンタートイレ	7.23	2015	鉄筋コンクリート造	0	0	723	723	1,446		－
7	岩沼倉庫	倉庫	66.00	1997	鉄骨造	0	13,200	0	0	13,200	－	－
8	塩浜倉庫	塩浜倉庫	14.00	1985	木造	2,800	0	1,680	3,360	7,840	－	－
9	塩浜倉庫	塩浜倉庫２	42.00	1995	鉄骨造	4,200	4,200	0	5,040	13,440	－	－
合　計			768.67			7,000	17,400	74,616	64,798	163,814		

（３）維持管理の現状

・一松海水浴場トイレ（南側）は特殊器具を使っているトイレなので、専門業者に器具を含めた建物全体の点検を委託しています。一松海水浴場トイレ（北側）は特に定期点検等は行わず、清掃時の目視点検が主体となります。

・津波避難施設は近年の建築のため、現時点で修繕や不具合等は生じていません。消防及び電気等の設備点検は委託して行っており、また週に一度は管理委託している自治会役員が現地を巡回して目視点検等を行っています。

・岩沼倉庫は職員の巡回時に目視にて点検を行っています。道路沿いにあるため、危険性を伴う箇所の修繕が生じた場合は速やかに修繕を行い、安全性を確保しています。

・旧千葉県立長生高等技術専門校は現在使用されていない施設であり、職員による定期点検等は行っていません。施設管理をシルバー人材センターに委託しているため、修繕があればシルバー人材センターからの連絡を受けて修繕対応していますが、今後の施設の利活用について検討中であるため、危険性及び犯罪性を伴う修繕は早期対応していますが、それ以外の修繕に関しては完全に修繕するまでには至っていません。建物の老朽化が進行するにつれ、危険性が増大することが予想されるため、跡地利用や建物の除却等も含めて早急に検討していくことが必要です。

表 ５−３３　維持管理の現状

No.	施設名	点検の現状	修繕の現状
1	一松海水浴場トイレ（南側）	使用器具が特殊なため、専門業者にて毎年保守点検を実施しています。	緊急性に応じて修繕対応します。ただし早急な対応が必要なのは海水浴場開設期間（39日間）であるため、その他の期間においては海水浴場内にある2箇所のトイレのうち片方を閉鎖しても対応は可能です。
2	一松海水浴場トイレ（北側）	トイレ清掃を委託している関係で、清掃時に周囲を目視確認してもらい、不具合等あれば、連絡が入るようになっています。	同上
3	竜宮台築山公園	消防、電気等設備は委託し、点検しています。月に一度は職員による目視確認を行っています。	現状破損箇所等も無く、修繕は行っていませんが、問題箇所が生じた場合は安全性確保に向けて早期修繕等を実施します。
4	城之内築山公園	同上	同上
5	一松北部コミュニティセンター	消防、電気等設備は委託し、点検しています。週に一度は管理委託している自治会役員による目視確認を行っています。	同上
6	岩沼倉庫	職員が利用時に目視にて安全性を確認しています。	シャッター等の防犯上に問題のある箇所については修繕していますが、漏水については修繕していません。安全性に問題が生じた場合は、使用を中止し早期修繕で対応します。
7	塩浜倉庫	点検等は特に実施していません。	小規模な修繕等を適宜実施しています。
8	旧千葉県立長生高等技術専門校	職員による定期的な点検はしていません。敷地管理をシルバー人材センターへ委託しており、建物の危険箇所等の報告を随時受けているので、連絡をもって対応しています。	現状、施設は利用されていないことから、危険性を除去できる程度の修繕は実施しますが、更新等の計画はありません。費用対効果を考慮した上で、除却を含めて検討します。

１−１２．道路

（１）現状や課題に関する基本認識

道路は重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。

道路の老朽化は利用者の安全面から見逃せない観点であり、安全性の確保に向け、点検や適切な維持管理を日々継続的に実施していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

修繕や整備については緊急性や重要性を踏まえ、計画的に行っていきます。

安全性にかかわる修繕は最優先で実施し、緊急時にも対応できる体制を整えます。

また、道路利用者の安全性を確保するため、策定した舗装修繕計画に基づき、計画的かつ予防保全的な修繕の実施を目指します。

１−１３．橋りょう

（１）現状や課題に関する基本認識

橋りょうは重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。橋りょうの老朽化は利用者の安全面から見逃せない観点であり、安全性の確保に向け、点検や適切な維持管理を日々継続的に実施していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保を図るため、策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、５年に１回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性を勘案して、計画的かつ予防保全的な取り組みを行います。

１−１４．下水道

（１）現状や課題に関する基本認識

下水道は重要な生活インフラであり、村民の生活に密接した必要不可欠なものです。

また、現在公共下水道の整備を推進しており、施設の重要性はさらに高まると考えられます。

（２）管理に関する基本的な考え方

下水道の供用開始から約 19 年が経過していることから、老朽化に伴い修繕が必要な箇所は増大していくと見込まれます。

しかし、目視での点検が困難であるため、過去の設置状況や利用状況に鑑み、安全性を最優先に優先順位をつけながら計画的に管理をしていきます。

第６章　今後の取り組みの方針

本村における公共施設の現状や課題、将来必要となる更新等の費用を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、今後の取り組みの方向性を次のとおり定めます。

１．公共施設に関する方針

施設保有量の最適化

将来に渡り、現状と同水準の公共施設を維持し続けることは、財政状況からも困難であり、今後の人口構造の変化や村民のニーズを踏まえ、施設保有量の最適化を図ります。

今後の公共施設の在り方について、総合計画などに示されたまちづくりの方向性との整合を図りながら、現有施設の必要性を全庁的な視点から検討します。

また、施設を建て替える際には、施設規模の適正化を図るとともに、施設機能の集約や複合化を検討します。

施設の長寿命化

これまでは何らかの支障が発生した場合に、施設の安全性にかかわる場合は速やかに修繕を行い、それ以外の場合は予算の範囲内での修繕を行っていました。

これらの対処療法的な対応では、修繕が必要な箇所が速やかに修繕されない可能性があります。また、何らかの支障が発生すると、支障箇所以外にも負担が生じ、さらなる故障等の発生や施設の劣化の加速につながります。

このため、今後は、支障が発生した場合は速やかに修繕を行うとともに、可能な範囲で予防保全型の修繕を行い、施設の寿命を延ばす取り組みを行っていきます。

また、修繕の記録や履歴を適切に管理し、今後の計画的な修繕等の実施に活用していきます。

２．インフラ施設に関する方針

継続的に利用が可能な状態の維持

インフラ施設は村民の生活に密接に関わる施設です。このため、いったん支障が発生した場合、村民生活に多大な影響を与えるだけでなく、道路の陥没等により村民の安全にも影響が及ぶ可能性があります。このため、日常的な点検・診断・早期の修繕を実施するともに、できる限り予防保全型の補修を実施し、インフラ施設を継続的に安心して利用できる状態を保ちます。

長寿命化の実現

インフラ施設の更新には多額の費用が発生するとともに、工事等により、村民の利用の利便性、快適性を一時的に阻害する可能性があります。

今後の施設の老朽化への対応等を適切に進めるため、点検結果等を活用し、インフラ施設の長寿命化に向けた対応方針を検討いたします。また、検討に際しては、コストの削減、平準化もあわせて行います。

なお、すでに計画を策定しているものについても、適時に見直しを進めます。

第７章　計画の推進方針（フォローアップ実施方針）

１．全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

現状では、公共施設に関する情報は、施設の所管課が管理しており、管理する情報の内容や管理の方法は統一されていませんでした。このため、今後は、地方公会計における固定資産台帳の整備もあることから、財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。

また、本計画の着実な推進に向け、全庁的な取組体制を整備するとともに、建築に関する専門知識を有する人材の確保・育成に努めます。

２．フォローアップの進め方について

本計画の進捗状況について、定期的に評価を実施するとともに、計画の進捗状況や社会環境の変化などに応じ計画を改定し、実態に即した計画とします。

３．村議会や村民との情報共有について

個別施設の再編や整備の検討にあたっては、本計画の趣旨を踏まえた個別計画を策定するものとします。また、個別計画の策定にあたっては、施設に対する地域や村民のニーズ、意向を反映した計画とするため、村民や村議会との対話や協議を行うなど、村民や村議会と十分に情報を共有します。

参考資料（総務省通知：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について）

総 財 務 第 75 号
平成 26 年 4 月 22 日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長
殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

（別添）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
総　　務　　省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いします。

第一　総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一　公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等[1]及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

（1）老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

（2）総人口や年代別人口についての今後の見通し（30 年程度が望ましい）

（３）公共施設等の維持管理[ii]・修繕[iii]・更新[iv]等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一　公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

（１）計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）[v]に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一　公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

（３）現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP[vi]/PFI[vii]の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

①　点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

②　維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理[viii]の考え方を取り入れる、トータルコスト[ix]の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど）などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検･診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく､災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ､公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

（５）フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し､必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお､評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中（３）及び（４）の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二　総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一　行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二　公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三　議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四　数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五　PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六　市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七　合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三　その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一　「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）[x]を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二　公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財公第103号、総財企第75号、総財経第96号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三　公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているので、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四　更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあた

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五　総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六　地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

---

[i]公共施設等･･･公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

[ii]維持管理･･･施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

[iii]修繕･･･公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

[iv]更新･･･老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

[v]個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）･･･インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

[vi]PPP･･･Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

[vii]PFI･･･Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

[viii]予防保全型維持管理･･･損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（(参考）事後的管理･･･施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

[ix]トータルコスト･･･中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

[x]インフラ長寿命化計画（行動計画）･･･インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。

長生村公共施設等総合管理計画

発行日　平成２９年３月
発　行　長生村
〒299-4394　千葉県長生郡長生村本郷 1-77
TEL：0475-32-2111
編　集　総務課

長生村イメージキャラクター
太陽くん